

◆ 第7回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：石狩市花川北コミュニティセンター

日時：平成15年12月25日(木) 13:00～16:30

第7回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年12月25日(木) 13:00～16:30

開催場所：石狩市花川北コミュニティセンター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	田村 嘉瑞	阿部 政二	佐々木友治	神田 一昭
岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一	山根 利子
村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹	飯尾亜紀仁
小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	伊藤 一治	沢田 富男
鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇	大山 弘行	石橋 千春
岸本 アイ	田中 宣律			

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

河合 雅雄 成田 一夫 相原 一男 中村 東伍 佐藤 克廣

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	白井 俊	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎
加藤 美幸	赤間 聖司	佐々木隆哉		

【行財政専門部会】

竹永 季雄 高野 省輝 宮田 勉

【経済産業専門部会】

吉田 公 松本 博 桜田 雅人 配野 秀樹 佐藤 正巳

【建設水道専門部会】

南 治彦	佐々木 努	田口 辰男	渡辺 英敏	古屋 理春
前川 英信	阿部 光俊	小林 和悠	鎌田 憲一	古川 和志

【教育文化専門部会】

川又 和雄	小林 薫	坂本 汎
-------	------	------

【事務局】

工藤 泰雄	清水 敬二	松儀 倫也	佐々木大樹	中村 裕一
富木 則善	江部 靖	田中 匡		

【傍聴者数】

39名

議事日程

1	開 会	4 頁
2	会長挨拶	4 頁
3	報告事項	
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告	5 頁
	報告第 2 号 地域自治組織等小委員会経過報告	5 頁
	報告第 3 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	6 頁
4	文案修正	
	商工業関係	1 1 頁
	観光関係	1 1 頁
5	協議事項	
	協議第 1 号 情報関係	1 2 頁
	協議第 2 号 農業関係	1 3 頁
	協議第 3 号 水産業関係	1 4 頁
	協議第 4 号 林業関係	1 5 頁
	協議第 5 号 建設関係	2 4 頁
	協議第 6 号 除雪関係	2 8 頁
	協議第 7 号 港湾施設関係	3 0 頁
	協議第 8 号 公営住宅関係	3 0 頁
	協議第 9 号 都市計画関係	3 3 頁
	協議第 10 号 幼稚園関係	3 3 頁
6	その他	3 4 頁
	(1) 第 8 回会議の開催日時等について	3 9 頁
7	閉 会	3 9 頁

1. 開 会

工藤事務局長：皆さん、こんにちは。

年の瀬を迎え、皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。事務局の工藤でございます。

それでは、ただいまより第7回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

2. 会長挨拶

工藤事務局長：初めに、本協議会会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

田岡会長：皆さん、こんにちは。

年の瀬もいよいよ押し迫り、皆さんにおかれましては何かとお忙しいところ第7回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会にお集まりをいただきましてありがとうございます。また、大勢の傍聴者の皆さん、本当にありがとうございます。

この年の瀬を迎えまして、国におきましても昨日予算案が固まりました。予想以上に大変地方に厳しい予算状況になってまいりました。率直に私どもから申し上げますと、国の大変大きな赤字体質、国債依存度の高い予算の中であって、歳出の抑制というのはもう当然の話ではありますが、そういった中において、そのことが非常に大きく地方にしわ寄せされてきたのが実際ではないかというふうに思っております。

交付税は、一般的には政府ベースで5.2%とか、あるいは地財計画では6.5%マイナスという数字になっておりますが、私たちはそういうふうには受け取っておりません。実は臨時財政対策債という、陰の交付税といったらいいのですかね、もう一つの交付税といったらいいのか、こういった臨時財政対策債そのものを入れると、約11.9%のマイナスという現実を受けとめるときに、これはどの地方自治体においても大変厳しい交付税環境にあるというふうに言わざるを得ないと思っております。

また、三位一体というものが、あるいは金と地方の制度というものが経済財政諮問会議を受けて、その具体化というものは、例えば補助金のカットというのは、4兆円カットするのだというものが、どういふふうに予算の中で具体的にあらわれてくるかというのを非常に興味深く今回の予算編成を見させていただきましたが、1兆円のカットが現実起きてきたと。また、公共事業を除く補助金4,750億の還元分等を含めると、それにしてもなんなんとする予算が事実上カットされてきているとか、新しく所得譲与税のような新税、交付税にかわる形の、いわゆる国の今まで集めていたお金を、地方が自らそれを集めるという新しい制度もいよいよ、私から申しますと形ばかりではないかと言わざるを得ないものでありますが、しかし三位一体の、あるいは地方分権の足音というのが、確実に具体的に数字として出てきたのは間違いないと思っております。自己決定、そして自らが選択するという地方の時代というものが、この予算を通しながら出てきたのではないかというふうに思っております。

今回の協議会で7回目を数えて、皆さん方に本当に精力的にご審議をいただいております。今日の資料の1に書いておりますように、全体で74の項目のうち、本日仮にこの議案が皆さんにご確認をいただいたとしたら、35、全体の42%です。全部の事業1,018に対しまして約420項目ぐらいを消化するという事です。こんなに時間をかけて、こんなにやってきても、まだ全体の40%かという感想と、また違う評価もあるかと思えます。

しかし、実際のところを申しますと、当然事務局あるいは事務連絡会等を通して、3自治体において調整された基本的なたたき案をお示しさせていただいて進めておりますが、胸突き八丁という意味では、恐らく年を明けてから、懸案の大きな項目がいよいよ始まります。そういう意味では、助走であったということを実感されることになるのではないかと思います。その助走段階におきましても、このとおり非常に活発なご議論をいただくという状況にありますので、年を明けましたらいよいよ本格的な難問といいま

すか、例えば高齢者福祉の問題ですとか、それから地域自治の問題の中における町内会とか会館の経営のあり方とか、さまざまな問題、あるいは上下水道の生活インフラにかかわる直接的な問題にいろいろかかることになります。

今日は、既に用意をさせていただいております前回の宿題事項と、それから主に産業関係に関連する事項を中心にご審議をいただきたいというふうに思っております。

本当に年の瀬も迫って、長時間にわたるご審議を願うことになりますが、まず、本当に心から今日までをお礼を申し上げまして、今日の審議に入りたいと思います。

どうもありがとうございました。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけですが、規約第10条第1項の規定によりまして委員の過半数の出席が必要となっておりますが、正副会長を含め委員45名中40名の出席をいただいておりますので、定足数を超えておりますので、会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

3. 報告事項

田岡会長：それでは、今日の議案に従いまして進めさせていただきますが、報告第1号の新市建設計画小委員会の経過報告を、小委員会委員長の加納洋明委員よりご報告を願います。

加納委員：それでは、報告をさせていただきます。

報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告につきましてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページをごらんください。

11月28日、厚田村議会議場で開催した第8回小委員会には、委員15名中13名が出席し、第7回小委員会における意見をもとに、新市将来構想(素案)の第3章及び第4章における記述の追加・修正等を確認したほか、協議事項といたしまして、第2章新市のまちづくりの主要課題及び第5章新市の重点施策について検討・協議を行っております。また、今回の小委員会をもちまして新市将来構想(案)の全体が出そろったことから、全体協議として改めて全体を通じ検討・協議を行い、委員から出された意見については、事務方による検討の上必要な手直しを加えることを確認した上で、新市将来構想(案)について原案どおりとすることを確認いたしております。

なお、今回の小委員会で確認された新市将来構想(案)は、12月15日から1月14日までの1カ月の期間においてパブリックコメントを実施し、次回小委員会においては、そこで寄せられた意見等についての検討を行うことを確認しております。この新市将来構想(案)につきましては、後ほど事務局から、その概要を中間報告として説明をさせていただきたいと思っております。

以上、前回の協議会以降開催をいたしました新市建設計画小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 地域自治組織等小委員会経過報告を、小委員会委員長の佐藤豊治委員より報告を願います。

佐藤(豊)委員：報告第2号 地域自治組織等小委員会の経過報告につきましてご報告をさせていただきます。お手元の議案の4ページをごらんください。

去る12月5日、浜益村議会議場で開催いたしました第3回小委員会の開催結果についてご報告いたします。

初めに、協議事項ですが、平成15年11月13日に第27次地方制度調査会から内閣総理大臣に提出

された「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」、いわゆる最終答申に基づき、事務局より詳細な説明を受けました。中間報告からの主な変更点としては、現在の合併特例法は延長しないが、平成17年3月31日までに知事への合併申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、財政支援措置等を適用する旨の経過措置を置くことにする、その他地域自治組織の設置などが説明され、最終答申について理解を深めました。

続いて、小委員会の今後のスケジュールですが、現行の合併特例法に規定される地域審議会や、来年3月ごろに通常国会へ提出予定である地方自治法の改正、合併新法の法案内容に規定される地域自治組織を踏まえ、地域の自治的な組織のあり方について具体的な検討に入ることが確認されました。

以上、前回の協議会以降開催いたしました地域自治組織等小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：はい、ありがとうございます。

続きまして、報告第3号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告を、小委員会委員長の熊倉正博委員よりお願いいたします。

熊倉委員：指名をいただきましたので、私から報告をさせていただきます。

報告第3号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過についてご報告をさせていただきます。

本日追加配付されました1枚物の議案をごらんください。

12月22日、石狩市において13名の委員全員の出席の中、第4回小委員会を開催しております。会議の主な内容といたしましては、議会議員の定数及び任期について、第3回小委員会において持ち帰り検討となりました大きく2つのパターン、定数を30人とする本則、定数を50人とする在任特例について、主な意見は記載のとおりとなっておりますが、各委員により活発な意見交換が行われたところであります。

小委員会といたしまして1つの結論を見出すには、今後さらに深い議論を必要とすることから、前回に引き続き、持ち帰り検討することとしております。

以上、報告にかえさせていただきます。

田岡会長：はい、ありがとうございました。

以上、3つの委員会から委員長報告を終わらせていただきます。

報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告で、新市将来構想(案)が確認され、パブリックコメントが実施されている旨の報告がありました。この新市将来構想(案)は、住民の皆様から寄せられたパブリックコメントについて再度小委員会で協議をいただいた後、当協議会に新市将来構想(案)として協議を願うことにしておりますが、今後の新市建設計画作成に当たっての基礎となるものであり、また、合併協議に当たって非常に大きな要素を含んでおりますので、あらかじめ委員の皆様へ情報提供といたしまして、事務局よりその中身について説明をさせていただきたいと思っております。

事務局(佐々木)：事務局計画班の佐々木と申します。私の方から、お手元に配付しております、こちら新市将来構想(案)概要版とされております資料につきまして、スライドによりご説明させていただきます。

この新市将来構想は、石狩市、厚田村、浜益村の三つのまちを一体的なまちと想定した将来ビジョンでございます。合併するとした場合の新市が目指す大きな方向性を示すことを目的に作成いたすものです。また、今年5月から7月にかけて実施いたしました新市まちづくり懇話会、こちらに参加していただきました皆様のご意見をはじめといたしまして、新市建設計画小委員会の皆様によりまして、これまでの間、集中的に検討・協議を進めてきていただいたものでございます。ご承知のとおり、現在パブリックコメントを行っておりまして、さらに多くの住民の方々の意見を寄せていただくことといたしております。

この新市将来構想(案)の全文につきましては、84ページと大変ボリュームが多いことから、本日は

お手元のこちら概要版、それとごらんのスライドによりまして説明いたすこととしております。

お手元の1ページからご説明いたします。

初めに、「序章 新市将来構想策定の背景と目的」についてでございますが、この新市将来構想策定の背景といたしまして、3点を挙げております。

1点目の地方分権の推進への対応では、分権社会にあつて、基礎的自治体として市町村が果たすべき役割はますます拡大し、行政サービスの量と質が向上していかなければならないこと、と同時に、地域の特色を活かしたまちづくりを強く進めていかなければならないこと。

2点目の少子・高齢化への対応では、全国的な低い出生率が続く一方、高齢化が進行することによりまして、多様化する福祉ニーズの変化に対応したバランスのよい行政組織・行政機能が必要となってくること。

3点目、厳しい財政状況への対応では、近年の著しい国・地方の財政の悪化に対応する、効率的でむだのない行財政基盤が求められていることが挙げられております。

これらは、将来の行政体制の検討の一つとなるものでございます。

次に、「第1章 3市村の特性と課題」につきましては、3市村の全体概要や現状と課題の分析といたしまして、札幌市と隣接した関係にある、面積およそ722平方キロメートルの地域であつて、日本海に面する約80キロの海岸線を有しているなどといいました地理的な概要をはじめ、人口・世帯数、産業動向、道路・交通・情報通信、都市基盤・生活環境など、さまざまな視点から、項目ごとに統計データですとか指標を用いてまとめております。お手元の概要版におきましては、それぞれの項目ごとに1ページから4ページにかけて、その要点のみを掲載させていただいております。

ここで、先ほど策定の背景で触れました少子・高齢化に関しまして、この「現状と課題」の中からその一部をご紹介いたしたいと思ひます。

昭和60年、こちらの国勢調査におきましては、15歳未満、いわゆる年少者は全体のおよそ4分の1、26%、15歳から64歳まで、いわゆる生産年齢人口につきましては、全体の3分の2、約65%、65歳以上の高齢者につきましては、全体の1割に満たない9%となつておりました。しかしながら、平成12年の国勢調査におきましては、年少者は約15%に縮小いたしまして、その一方で高齢者、黄色の部分ですけれども、約16%に拡大しており、過去の国勢調査の結果の比較からも、少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

さらに、この構想におきましては、人口の将来見通しといたしまして、国立社会保障・人口問題研究所のシステムを用いて人口推計を行つておりますが、この推計結果から、平成42年には年少者は1割に満たない9%にまで縮小し、65歳以上、高齢者は3割を超え、約34%にまで拡大していくという結果があらわれております。

この新市将来構想では、ここまですべて策定の背景や現状の分析、特性や課題のまとめといった、3市村の基礎的要件の整理といたしてあります。

お手元の概要版の5ページをごらんください。

第2章「新市のまちづくりの主要課題」では、第1章の3市村の特性や現状と課題の整理から、合併するとした場合の新市の一体感・公平性の確保、あるいは合併効果を活かすため、さらには、過疎地域である厚田村及び浜益村における地域活力の低下への対応のために、新市の主要課題として想定されるものを、大きく6つの分野にまとめてあります。

続きまして、第3章からは、第1章・第2章を踏まえた新市のまちづくりの将来像の検討に入つてまいります。

初めに、新市建設の基本理念を、「自立・共生・協働によるまちづくり」としてあります。この基本理

念は、新市のまちづくりの将来像を描く上で最も基礎となる理念・考え方でございまして、いわば土台に相当するものであり、市民に最も身近な行政を、新市自らが総合的・主体的に進めていくという「自立」。人と自然、都市地域と農山漁村地域との共生のもとに、地域資源を再評価、ネットワーク化していくという「共生」。さらに、大切なポイントといたしまして、新市建設に当たりまして市民や企業・団体、行政の「協働」が必要不可欠であるとの考えから、この3点を基本理念として位置付けることとしたものです。

この基本理念の土台の上に、新市の将来像を「活気あふれるホームタウン・いしかり ～人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン～」としております。この将来像「活気あふれるホームタウン・いしかり」には、活気に満ちた中にも、落ちつきと安らぎ、誇りと愛着を持ち、ずっと住み続けたいと思うまちであり、かつて住んでいた人やこれまで暮らしたことがない人にとっては、いつかは帰りたい、一度は暮らしてみたいと思わせるようなまちをつくり上げていこうという思いが込められております。

また、「人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン」には、新市の人・自然・歴史を大切にしながら、いつまでも輝き続ける、まちの発展を願うという希望が込められ、その中心には、札幌圏の臨海都市、3市村が共有する石狩湾などのイメージから「海浜ゾーン」といたしたものでございます。

これら将来像や基本理念の実現に向けまして、将来像には「5つのテーマ」、基本理念には「3つの原則」を設定させていただいております。

初めに、新市の将来像の実現に向けた「5つのテーマ」といたしまして、テーマ1、新市の均衡ある発展と安全、快適なまちをめざす「しっかり！暮らしの基盤」、テーマ2といたしまして、市民が毎日をはつらつと過ごすことができるまちをめざす「はつらつ！日々の暮らし」、テーマ3といたしまして、経済的自立性を高め、元気で活力あるまちをめざす「もりもり！まちの活力」、テーマ4といたしまして、豊かな自然と快適な環境を良好な状態で残すようなまちをめざす「きらきら！風、みず、みどり」、テーマ5といたしまして、歴史、文化の保存継承と新しい市民文化の創造をめざす「すこやか！みんなの心とからだ」、こちら5つをテーマとしております。

また、新市建設のための基本理念を具体化した「3つの原則」といたしましては、原則1、「地域の輝きを大切に」、原則2、「一人ひとりが主人公」、原則3、「しなやかな行政体制」といたしております。

ここで、お手元7ページの土地利用方針図につきましてご説明いたします。

新市のまちづくりの方針といたしましては、先ほどの「5つのテーマ」、「3つの原則」のほかに、現状の各市村の土地利用をベースといたしまして、合併するとした場合の新市全域の大きな視点に立って、ゾーニングやその拠点化を設定させていただいております。

初めに、市域の南、市街ゾーンでは、良好な住環境を確保するとともに、都市基盤や都市機能の充実によりまして、新市の中心都市核の形成を図るといたします。

次に、石狩湾新港とその周辺地域の港湾ゾーンにおきましては、時代に対応した土地利用の見直し、地域の利便性を高める検討を図るとともに、魅力向上のための取り組みを進めることといたします。

また、石狩川、厚田川、浜益川の3河川流域を初め、新市の各所に広がる既存の農業地帯を農業ゾーンと位置付けまして、それぞれの地区特性を活かした農業経営安定のための取り組みを支援するとともに、市民・都市住民との交流を図る観光型農業、農業体験等の取り組みを促進するなどいたしまして、生産地としてだけでなく、新しい農業文化の発信地として整備を進めることとしております。

続きまして、市域の約7割を占める森林ゾーンには、森林の保全、地球環境への貢献、水源の涵養とともに、「やすらぎ」や「いやし」の場としての多目的な活用が期待され、また、暑寒別天売焼尻国定公園区域につきましては、関係機関との協議の上で、その保全と利活用について検討を行っていくことといたしております。

また、新市80キロの海岸線のうち、海水浴場などの観光施設や、各市村既存の整備エリアを含めて、

朝市・アウトドア・マリンスポーツなど「海浜レクリエーションゾーン」として位置づけます。

厚田村及び浜益村の6漁港及び石狩湾新港漁港区につきましては、水産拠点といたしまして未整備漁港の整備を進めるとともに、各種増養殖事業などによります沿岸資源の拡大を進めるなど、水産業振興の拠点として整備を進めます。

また、それぞれの地域整備の中心となります中心都市核、地域核についてでございますけれども、現在の石狩市役所周辺の区域を、市民サービスの拠点となる中心都市核と位置づけ、行政機能や業務機能の集積及び交通体系の結節点としての機能の充実を図るとともに、市民の交流やにぎわい機能、さらには緑と水に目を向けた空間の創出などによりまして、新市の顔にふさわしい利便性の高いエリアとして整備を図ることといたします。

次に、地域核でございますけれども、現在の厚田村役場と浜益村役場を中心に広がるエリアにつきまして、地域の行政、商業・業務機能の拠点となります地域核と位置づけ、行政施設、福祉・医療施設、文化施設等公共施設の集積や地域密着型の商店街整備を進めることといたします。

これらを総合いたしまして、新市のまちづくりにおける土地利用の基本的な方針としているところでございます。

続きまして、第4章、こちらでは、先ほどの「5つのテーマ」に基づく施策の方向と、「3つの原則」に基づく施策推進の原則を、それぞれご提示させていただいております。

まず、テーマ1では、道路・上下水道の整備、公共交通体系の維持充実をはじめとする6項目、テーマ2では、健康増進と地域医療の確保や高齢者福祉の充実をはじめとする6項目、テーマ3におきましては、農・林業の整備や漁業の振興をはじめとする7項目、テーマ4では、廃棄物の減量化と適正処理、自然環境の保全など6項目、最後となりますテーマ5におきましては、生涯学習の観点に立った地域教育の推進をはじめとする6項目となっております。

また、これらの施策推進のための3原則につきましても、それぞれ3項目ずつ整理しております。

最後に、お手元10ページの「第5章 新市の重点施策」につきましてご説明いたします。

「5つのテーマ」と「3つの原則」に基づいて進める総合的な新市のまちづくりの中でも、新市の特性であります豊かな自然環境・資源を活かし、新市として一体感の醸成と発展に役立つ施策であり、さらには、その事業効果が新市に広く及び合併効果が十分に実感できると思われる施策を厳選いたしまして重点施策といたしております。

まず、1つ目の重点施策といたしましては、「交流の基盤整備を進めます。」。

新市、南北80キロという細長い市域におきまして、中心都市核と地域核、さらには新市全域の一体感を醸成していくためには、その基本となります道路、情報通信網などの基盤整備が重要であり、このことは、地域や人、産業、歴史・文化などの交流の原点となりまして、物質だけではない、新市の市民相互の心の交流へとつながっていくものであると思われまます。

この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、国道231号の整備促進、新しい公共交通システムの導入促進、高度情報化社会に対応いたしました情報通信基盤の整備推進、電子自治体の形成、こちらの4点を挙げております。

特に、2点目の新しい公共交通システムの導入促進につきましては、中心都市核と札幌市とを結ぶ軌道系交通システムの導入促進のほか、地域核、中心都市核をより快適に結ぶという考えに立った新しいバス路線の検討、さらには、地域の利用ニーズや利用形態に即した交通システムの検討なども含めたものと考えております。

なお、このリーディング事業につきましては、それぞれの重点施策の推進のために、特に重点的に取り組むべき施策、もしくは早急な検討を進めていくこととする施策というものとなります。

続きまして、2つ目の重点施策といたしましては、「環境にやさしいまちをめざします。」。

これは、合併した場合の新市が保有する海・山・川といった広大な自然を貴重な地域資源と考え、さらには新しいまち、市民の共有の財産であるということに着目した重点施策でございます。この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、自然エネルギーの活用促進、省エネルギーの推進、市民参加によるみどりづくりの推進、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの普及、下水道等の整備推進、この5点を挙げております。

特に、1点目の自然エネルギーの活用促進では、既に現在の石狩市、厚田村で行われております風力エネルギーの活用をはじめ、他の自然資源を活用した新しいエネルギーの利活用について、その検討・促進を進めることとするものでございます。

3点目の重点施策といたしましては、「農漁業とも連携した体験型観光を推進します。」。

新市域に存在いたします豊富な観光資源や、多彩な農畜産物、新鮮な海産物を有機的に結びつけた自然体験型の観光を推進しようというものです。この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、食と体験型観光の推進、主要水産拠点における港朝市の拡充、海浜レクリエーション施設の整備、特産品の研究開発・販売促進の4点を挙げております。

この中で、4点目の特産品の研究開発・販売の促進につきましては、現存の各地の特産品、名産品の販売促進のほか、市内の1次産品など、地域資源を活かした新たな加工販売の促進や、そのPR、情報発信のための施策を進めるというものでございます。

4点目の重点施策といたしましては、「人、地域が元気なまちづくりを進めます。」。

子供からお年寄りまで、一人ひとりの元気な暮らしと豊かな心をはぐくむことで、地域の活力や新しいまちの原動力を生み出そうというもので、先ほどの将来人口推計で示されるような、新市の急速な少子・高齢化への対応策の一つといたしまして、新市が独自性をもって取り組むものでございます。

特に、地域が一丸となって子どもの成長を支援する仕組みづくりの検討や、高齢者が自己の知識や経験を活かし、一層地域社会で活躍できる場をつくり出し、世代を越えた交流を推進していくことを目指すものでございます。

この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、高齢者の社会活動・経済活動支援プログラムの開発、学校等を活用した子どもと高齢者の交流促進、子育て支援の充実、農漁業を通じた交流の推進、郷土の歴史・文化の継承と交流、この5点を挙げております。

特に、1点目の高齢者の社会活動・経済活動支援プログラムの開発につきましては、お年寄りが、単に生きがいづくりだけではなく、例えば農水産物の生産販売ですとか、趣味や技能を活かした経済活動の実践、さらには教育の場・福祉の場など日常生活の具体的な場面での高齢者の積極的な活動を支援する仕組みを開発するというものであります。

重点施策、最後となりますけれども、5つ目には、「石狩湾新港地域の総合力を高めます。」。

石狩湾新港を核といたします新市の港湾ゾーンの発展が、新市の産業や経済発展のシンボルとなるばかりではなく、道央圏を中心といたします北海道全体の発展へと寄与すると考えられ、石狩湾新港の港機能、生産機能、物流機能の三つがバランスよく発展・成長していくことによって、その総合力を高めていくことが重要であるとしたものでございます。

この重点施策に関するリーディング事業といたしましては、石狩湾新港への新たな定期航路の誘致、札幌市との交通アクセスの向上、物流関係事業所などの誘致、環境・リサイクル等の産業拠点の形成促進、この4点を挙げております。

以上、現在の3市村を一体的なまちと想定したまちづくりの将来ビジョン、合併するとした場合の新市が目指します大きな方向性につきましてご説明をさせていただきました。この新市将来構想が、住民の皆

さんの合併に対する認識を深め、この構想をきっかけに今後の合併議論がより一層深められていくことを期待するところでございます。

なお、この原案につきましては、冒頭申し上げましたとおり、現在パブリックコメントを行っておりまして、より多くの住民の方々の意見を寄せていただくこととしているところでございますので、本日お越しの皆様からも、ぜひパブリックコメントとして忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いと存じます。

以上をもちまして、新市将来構想（案）の概要版に基づく説明を終わります。

田岡会長：以上が新市将来構想（案）になりますが、これらはパブリックコメントを経た後、小委員会で再度もみ上げた後、当協議会に、明年この場でご議論をいただくということになります。

それでは、続きまして、前回合併協議会で各種事務事業の取り扱い（商工業関係）及び（観光関係）の2件については、協議調書の内容を明確にすると、あるいは記述を加えるという意味で修正をすることとして、案件そのものは既に確認されておりますが、修正した協議調書につきまして事務局から説明をさせていただきます。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしく申し上げます。

前回の協議会の結果、案件の内容については確認されておりますが、修正することとなっております商工業関係と観光関係の2件についてご説明いたします。

議案の7ページからの商工業関係であります。修正した箇所を個表の方から説明いたしたいと思いません。14ページをごらんください。

7.温泉施設維持管理事業については、欄の区分を整理し、具体の取り扱いを記入すべきとのご意見がありましたので、字句とともに整理を行いました。管理形態の欄であります。石狩市に「委託」を追加いたしました。合併時に石狩市の制度に合わせるため、浜益村においても管理形態は利用料金制度による委託となります。

具体の取り扱い欄の記載であります。取り扱いの異なる部分を分けて整理を行い、開館時間と利用料金については、「現行のとおりとする」としてあります。個表の修正箇所は以上の2点となっております。

8ページに戻りまして、総括表に関連する部分ですが、7.温泉施設維持管理事業の具体の取り扱いについて、開館時間の取り扱いについて網かけ部分を追加しております。また、上段の調整の内容につきましても、最後の1行を修正いたしまして、「温泉施設維持管理事業における開館時間及び料金体系については、現行のとおりとする。」といたしました。

続きまして、15ページからの観光関係であります。修正した箇所は、17ページの2.関係団体（協議会等）の具体の取り扱いであります。厚田村特産品開発促進協議会を脱退することに伴い、特産品開発等に対する新市の取り組みを明確にとのご意見があり、内容は会長に一任されておりましたので、ただし書き部分について追加しております。「ただし、特産品の開発促進については、新市において検討する。」といたしました。

特産品の開発、PR等については、本日皆様に配付されております新市将来構想(案)の中でも重点施策として明確に位置づけられておりまして、新市としても一層力を入れて取り組むこととしている部分でもあります。

次に、18ページの4.海水浴場管理運営事業につきましては、さきに説明いたしました温泉施設維持管理事業の区分整理に合わせ、具体の取り扱いの欄を分けまして、石狩市に合わせる項目と現行のとおりとする項目を分け、記載いたしました。

修正箇所は以上の2点であります。なお、総括表及び調整の内容の修正は伴っておりません。

以上、修正に伴う説明といたします。

4. 協議事項

田岡会長：それでは、協議に入りたいと思います。

本日の協議の第1号、各種事務事業の取扱い（情報関係）につきまして協議に入りたいと思います。まず、最初に事務局から説明をさせていただきます。

事務局（江部）：事務局の江部です。

協議第1号 協議項目26-2-4、各種事務事業の取扱い（情報関係）についてご説明いたします。主な内容を21ページからの個表で説明いたします。

1. 附属機関等につきましては、情報公開制度に関して、石狩市に情報公開・個人情報保護審査会、浜益村に情報公開審査会がありますが、引き続き必要とする機関であり、個人情報保護制度も定めていることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

2. 関係団体（協議会等）につきましては、3市村ともに北海道統計協会に加入しておりますので、石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。

3. 証明等手数料につきましては、地籍成果関係の手数料があります。3市村で項目・金額に差異はありますが、一体性確保の視点から統一することを目指し、厚田村、浜益村の項目で石狩市の項目にないものについては、石狩市のその他の複写、その他の閲覧で取り扱うこととし、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

22ページへ移りまして、4. 地籍成果関係事業につきましては、地籍調査が行われた時期や現時点におけるGIS導入の有無などの違いはありますが、技術的に統一した取扱いが可能であることから、一体性を確保する上で、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

5. 情報公開制度であります。現在、石狩市と浜益村で実施しており、個人情報保護制度については石狩市でのみ実施しております。両制度ともに引き続き実施する必要性と3市村の一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6. 統計事務事業につきましては、統計法に基づき事務を行っており、3市村の事務内容に大きな差がないことから、一体性確保の面からも、合併時に石狩市に合わせるものとします。

7. 文書管理事務事業につきましても、3市村において事務内容に大きな差異がなく、統一した基準で管理する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、20ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第1号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：それでは、第1号の件につきましてご意見等がございましたら承りたいと存じます。

どうぞ。

長原委員：1点だけお伺いいたします。

情報公開についてであります。現在石狩市、浜益村で実施をしていると。厚田村では実施されていないということですが、情報公開を実施するに当たっては、石狩市が情報公開を準備するまでには2～3年の、それなりの文書整理等を含めた準備期間というのを要したように記憶しておりますけれども、合併時に石狩市の制度に合わせるということで、厚田村のそういった整備、準備というのは十分に間に合うという見通しに立っておられるのかどうか、いま一度お尋ねをしておきたいと思っております。

以上です。

専門部会（高野）：行財政部会の情報管理班の高野と申します。ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

情報公開のために文書管理の分の整備が必要だというふうに私ども認識しております。この分につつま

しては、情報公開の対象となる簿冊の整備、そういったものは合併時までには整備をする予定で、間に合わせるような形で進みたいというふうに考えております。

以上でございます。

田岡会長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

田岡会長：特にご意見がないようでございますので、協議第1号の情報関係については、このとおり確認をさせていただきたいと思っております。

次に、協議第2号 事務事業の取扱い(農業関係)に入らせていただきます。

しかし、この中の産業振興奨励補助金、担い手支援助成金、産業資金貸付につきましては、補助金等の取扱いとして、協議第3号 水産業関係、協議第4号 林業関係においても同じように出てきますので、協議第2号から第4号まで一括説明させていただくと同時に、一括協議に入らせていただきたいと思います。

事務局から説明をさせていただきます。

事務局(中村)：協議第2号から第4号、農業、水産業、林業関係について一括してご説明いたします。

初めに協議第2号、協議項目26-4-1、各種事務事業の取扱い(農業関係)についてでございますが、主な内容を25ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)であります。石狩市においては、石狩農業協同組合、厚田村と浜益村においては、北石狩農業協同組合に関係しております。各種の農業施策等を行う上で、本来は行政区域内に一つであることが望ましいことと思っておりますが、北石狩農業協同組合については2村のほか当別町とも関係しておりますことから、合併後に必要に応じ統合の働きかけを検討するものとしております。

2. 関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。ただし、厚田村、浜益村の加入団体で石狩市が未加入の団体については、新市において加入を検討するものとしております。

26ページに移りまして、3. 補助金等ではありますが、これらは水産業及び林業にも関連しておりますので、一括してご説明いたします。

まず、産業振興奨励補助金につきましては、商工、観光を含めた産業全般に共通する補助制度であります。3市村において大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

なお、水産業では32ページ、林業では37ページに記載しておりますが、同様の取扱いとしております。

次に、担い手支援助成金ですが、(1)後継者育成助成金、(2)体験就業奨励金、(3)体験就業受入奨励金の3種類の助成があります。新規就農支援も含めた担い手支援対策は、新市においても重要な課題ではありますが、この浜益村で実施している内容を新市全体に適用し実施することは、新市での財政運営を考えると難しく、また地域限定で制度を残すことは一体性確保の観点からしてもそぐわないことから、新たな担い手支援制度に再編するものとしております。

その内容としましては、新規参入者及び後継者育成の支援として、技術取得研修に要する経費の助成や農協等からの資金借入れに対する利子補給などを検討しております。

なお、水産業では32ページに記載しておりますが、同様の取扱いとしております。

27ページになりまして、産業振興資金貸付ですが、厚田村と浜益村において、産業振興に係る事業を行う団体、または団体の構成員に対し貸し付けすることができるという内容の制度となっております。

新市が推進する事業を実施する産業団体や団体構成員に対し資金援助を行うことは、産業振興を図る上でも必要であることから、今後の財政運営や一体性確保の原則を踏まえ、新市において新たな融資及び利子補給制度などを検討し、合併時に再編するものとしております。

なお、水産業では33ページ、林業では38ページに記載しており、同様の取扱いとしております。

4. 市民農園管理事業であります。農業者以外の者が野菜等栽培を通して農業に対する理解を深める目的から、石狩市生振地区に94区画の農園を整備し貸し付けを行っている事業でございます。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

28ページになります。5. 牧野管理事業につきましては、浜益村では実田地区及び群別地区に牧野を設置し、主に村内の家畜を飼っている方々が利用しております。合併時に浜益村の制度に合わせるものとしております。

6. 中山間地域等直接支払事務につきましては、厚田村と浜益村において実施している事業でございます。山村振興法、過疎法などによる指定地域における傾斜のある農用地、また高齢者率40%以上などが対象とされ、平地地域との生産条件格差の8割を直接支払うという法定事務となっておりますので、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

7. 農政関係事務、8. 畜産関係事務、9. 土地改良関係事務につきましては、農業全般の振興策等がございますが、3市村において事務内容に大きな差がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、24ページに戻りまして、調整の内容であります。「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。牧野管理事業は、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。中山間地域等直接支払事務は、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。」としております。

協議第2号の説明は以上であります。

引き続き、協議第3号 協議項目26-4-2、各種事務事業の取り扱い(水産業関係)につきまして、主な内容を31ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)であります。3市村それぞれに漁業協同組合がございます。この3漁協は平成15年7月31日に合併仮契約を交わし、平成16年1月1日、石狩湾漁業協同組合として合併予定となっております。

2. 関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。ただし、厚田村水産振興対策協議会につきましては、漁業協同組合の合併を機に組織を改変し、3市村の海域に対象範囲を広げるとのことでありますので、より一層水産振興が図られるものと考えており、新市において加入するものとしております。

32ページに移りまして、3. 補助金等でございます。5つの制度のうち産業振興奨励補助金、担い手支援助成金、33ページの産業振興資金貸付については、農業関係と同様の取り扱いとなっておりますので省略いたしまして、残る2つの補助制度についてご説明いたします。

漁業活性化資金利子補給金につきましては、社団法人石狩川地域産業振興協会からの融資に対し、利子補給を行っております。当協会からの融資は厚田村及び浜益村においても受けられますが、利子補給を行っているのは石狩市のみでございますので、一体性の確保を考慮し、合併時に石狩市に合わせるものとしております。

次の漁業近代化資金利子補給金につきましては、漁業近代化資金助成法に基づき融資を受けた場合に利子補給を行っているものでありまして、厚田村と浜益村で実施しております。これは石狩市においても法に基づく同様の融資を受けられるものでありますが、利子補給を行っているのは厚田村と浜益村となって

おります。一体性確保の観点から、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

この2つの制度をそれぞれ残し、新市全体を対象とすることにより、今後とも水産振興に努めてまいりたいと考えております。

33ページの4.手数料等ではありますが、石狩市において船員手帳の交付等に関する手数料が定められておりますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

34ページへ移りまして、5.共同船揚場管理事業につきまして、浜益村では5カ所の船揚場を設置しております。引き続き管理してまいりますことから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとしております。

6.水産業関係事務につきましては、水産業全般の振興策等ございますが、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性の確保に努め、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、30ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、漁業近代化資金利子補給金については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。共同船揚場管理事業は、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。」としております。

協議第3号の説明は以上であります。

次に、協議第4号、協議項目26-4-4、各種事務事業の取り扱い(林業関係)につきまして、主な内容を37ページからの個表で説明いたします。

1.関係団体(公共的団体等)ではありますが、森林組合につきましては、石狩北部・厚田・札幌の3つの森林組合が合併のための協議会を設置しており、現在検討を行っておりますので、特別な取り扱いを示してはおりません。

石狩市花とみどりの協議会については、現行のとおりとしております。

2.関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村と浜益村の加入団体で石狩市が未加入の団体については、新市において加入を検討するものとしております。

3.補助金等につきまして、38ページまでまたがっておりますが、農業関係と同様の取り扱いとなっておりますので省略いたします。

4.森林管理事務、5.林道管理事務につきましては、森林の整備や災害時における林道の復旧などの事務がありますが、3市村において大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6.緑化推進事務ではありますが、みどりの募金運動など、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

7.治山管理事務につきましては、3市村において事務内容に大きな差異がありませんが、治山事業により設置された看板などの林地荒廃防止施設の維持などを事業として実施しているのは厚田村と浜益村であることから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、36ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。補助金等のうち、産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。治山管理事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。」としております。

協議第4号の説明は以上であります。

協議第2号から第4号まで一括してご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：2号から4号まで一括説明をさせていただきました。ご質問等を承りたいと思います。

どうぞ。

福沢委員：何点かちょっと確認という形でお聞きしたいのですけれども、まず25ページのところで、

関係団体という形の中で、石狩農協と北石狩農協の関係の具体的な取り扱いの文面が出ておりますけれども、合併後に必要に応じ統合の働きかけを検討するという基本的な考え方、先ほども説明のように、厚田村と浜益村だけではなく当別町も含まれた、行政区域の違った中で今農協がある。それを一つにしたいというか、指導機関といいますか、行政機関として一体性を確保したいからこういう感じの表現をしたとするならば、自治体の合併の部分はどういうふうにとらえるのか。なぜ産業団体に対してこういう形で、今この協議会の中で確認をしなければならないのか。その部分について、もうちょっと中身についてお聞かせを願いたい。

それから、26、27、ずっと出てくるのですけれども、ここの部分で具体的な取り扱いの中に、合併時に再編するものとするという言葉が出てきます。この合併時に再編するというのはどういう意味なのか。合併のときに形が変わるなり変わらないなりを、今どうするかということを協議しているのがこの機構であるというふうに考えているのですけれども、合併時に再編するというのは、これを今、わかりました、そうしましょうといったときに、合併までの間にどんな機構でどこで、これを再編する具体的なものが、検討されたものが出てくるのか。

このことについてお聞かせ願いたいのと、もう一点は、林業の部分で出てくるのですけれども、今度は合併してから新市において加入を検討するよという言葉が出てきます。新市において検討するということは、新市になった時点では、そこまで加入していたものは、加入権がない石狩市以外の部分については当然消滅してしまう。脱退するとかしないとかの言葉をずっと使ってきていますけれども、当然加入権がないのですから消滅してしまう。そして新しい市の中で加入するかしないかをそれから検討するということは、空間があるというふうに理解するのが正しいのか。その部分についてもお聞かせを願いたい。

田岡会長：以上3点について。

専門部会（吉田）：経済産業専門部会の吉田でございます。私からは、ご質問のありました2点につきましてご説明申し上げます。

初めに、農協の合併につきましてでございますが、農協の合併につきましては平成11年2月に、厚田村、浜益村、当別町の農協が合併し、北石狩農協になりましたが、その際、石狩市の農協につきましては合併に至らず、それから余り年月もたっておりませんことから、今すぐ合併するという事は難しいと考えております。ただ、石狩農協におきましては、将来の合併を視野に入れて聞いておりまして、農協におきまして合併に向けての動きが見られましたら、その時点に合わせまして、行政といたしましてもアドバイスあるいは相談をしていながら、そういう働きをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点目、新市において加入する団体の関係でございますけれども、合併時に引き続き協議会等に加盟するものにつきましては、現在3市村とも加入している加入効果があるもの、あるいは石狩地域に根ざして加入が必要なものが合併時に加入するとしてございますけれども、合併後に新市において加入を検討するというものにつきましては、全道的な組織でありますことから、新市における行革の観点と加入の効果からも加入を検討する必要があるということで、合併後に検討することとしてございますけれども、合併後速やかにこの辺につきましては検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

工藤事務局長：事務局の工藤です。

合併時に再編するという具体的な時期とかタイミングということでございますが、合併協議会自体、合併するかどうかの、する場合の形を考えてございます。これが正式に議会で合併が議決された場合、それから合併までに期日がございます。実際の合併期日まで最低6カ月から最長1年ぐらありますので、その中において、貸付関係ですと金融機関等の協議がございますので、合併がはっきりした段階で金融機関と協議をさせていただくということで、合併時までには何とか金融機関と金利等も含めまして協議をさせて

いただくということで、合併時に再編するという言葉を使わせていただいております。

以上です。

田岡会長：よろしいですか。はい、どうぞ。

福沢委員：合併時に再編するというふうに具体的な取り扱いで出ている部分で、具体的にちょっと聞かせていただきます。

合併が確定してから、このものの基本的な中身を出すと。そうしたら合併を判断するまでに、これがどうなるかということについては全然示さないで、この場の協議で終わるといふふうに、今の説明では理解をせざるを得ないと思う。そうしたら、3市村が合併するよと決めてから合併までの期日の間に、それをどんな機構でやるのですか、だれがやるのですか。

例えば、わかりませんが、もう合併協議会はそれで終わっているわけですから、ありません。私は存続していないと思っています。そうすると今の事務体系のような職員体系の中でのただ検討になる。そのときには、私はよくわかりませんが、人事権もそんなものもわかりませんが、石狩市にないから今のこういう言葉になってきていると思うので、そうしたら余り携わっていない者が、人事異動なりそういう形で仮にそこへ行って、詳しくない者がこのものをどうするか、本当に検討できるのかどうかということが非常に心配だし、これは最低限この協議会の中でどうするというものが示されないと、合併の判断に非常に大きく影響する部分だと私は思っています。

それでちょっとお聞きしますが、私は厚田村の部分でございますので、産業振興資金の貸付の部分でちょっと具体的に聞きます。

商工のときにも似たようなものがございました。でも、最終的に説明を受けたときに、石狩市に対応できるニュアンスのものがあるという説明があったと記憶しております。それでは今回の場合、この厚田村の産業振興貸付資金に全く該当なしというふうに石狩市は言っているのですけれども、全く該当するようなものはないというふうにまず理解していいか。それから次の質問をさせていただきます。

田岡会長：どうぞ、事務局の方で。

専門部会（吉田）：それでは、ただいまの産業貸付金に係る制度につきまして、石狩市に全くその制度がないかというご質問につきまして私からお答え申し上げます。

現在、石狩市におきまして、農林水産業に關します産業貸付資金、厚田村・浜益村の制度と同様な制度は現在ございません。

以上でございます。

田岡会長：もう一つ。

工藤事務局長：合併までの間、どこで検討するのかということでございますが、これは合併が議決されても合併協議会というのは合併期日の前日まで存続していますので、その間において事務方が、各市村で検討しました結果について、委員さんにご連絡できると、このように考えております。

なお、条例等の扱いも出てくると思いますが、その場合について、編入合併でございますので、基本的に石狩市の議会で条例案を審議いたしますが、その条例提案する内容につきましては厚田村、浜益村にご連絡を差し上げるというのが法の建前でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。

いま一度ちょっとご説明いたしますけれども、合併協議会で行うこの協議内容につきましては、合併時に再編、このようなものが多々ございます。そういう場合の考え方についてなのですが、協議会の席上で細部まで事細かに決められない事項というのも多々出てきております。そういう場合については、合併が決まってから細部を詰める、金融機関等との折衝とかいろいろなものもございまして、そういうことが現実問題として必要になってくる場合がございます。ですから、この場では方向性を決めまして、その方

向性に従いまして3市村の事務方が打ち合わせを行い、必要であれば議会、石狩の議会になりますけれども、そういうところに条例等をあげていく。そういうあげる内容につきましては、協議会はまだ続いておりますので、皆様の方にその内容等をご連絡申し上げる、そういう形をとっていきたいと思っております。それが現実的な取り扱いとしてできることなのかなと思っておりますのでございます。

それで、今農業関係についてのご質問がございましたので、その方向性、ご説明が幾分足りなかったようにも感じますので、方向性について専門部会の担当の方からご説明したいと思います。

専門部会（吉田）：それでは、私の方から、産業貸付金の再編ということで、今調整案としてございませけれども、その概要につきましてご説明させていただきます。

産業貸付金につきましては、非常に利用件数が多く、もしこの制度を廃止した場合、農林水産業を営む方にとって大変影響が出てきます。また、一次産業の振興にも非常に支障が生じることが懸念されます。そういうことで、ある程度この制度的な貸付制度を残していこうという検討をいたしました。

その検討の内容といたしましては、この貸付制度の仕組みを、現在石狩市中小企業特別融資資金要綱及び同利子補給金交付要綱を参考にいたしまして、そのような形態を現在考えておりました、このような形の要綱によりまして利子補給制度を創設しようとするものでございます。この制度の中身につきましては、利用者にとって、現在の厚田村で実施しております制度より利子の負担が多くなならないような形の利子補給を考えていこうということで、現在そういう方向でこの調整案としていっているところでございます。

以上でございます。

福沢委員：中身について少しずつ出てきました。だから仮にそういう形で、商工に似たような形を考えているのなら考えているよという形でなかったら、協議にならない、この協議会である程度そういう方向づけがあっての話であれば、そういう方向へ向かうよとなればいいですけども、全くそういうところはさわらないで、ただ再編するなんていう形では、かなり判断に難しさがあるというふうに思います。

ただ、今説明の中で、認識的に一番肝心なところが抜けているような気がする。直貸しという制度、この制度の厳しさを言わなかったのは、商工でも同じなのですけれども、到底これからそんなものがはやる時代でもないし、そういうのも頭の中では十分知っています。知っていますけれども、地域性があって、それで厚田村の農業・漁業を含めて産業に従事している方で、相当助けられて今の形があるわけです。これを金融機関が貸す条件で、金利だけを補てんすれば同じ条件ではないかという考え方がそもそも根底から違っているのであります。金融機関が貸せる状態、どんな書類を出して、どういうふうに審査されて、そして初めて融資が受けられる、ここの部分が大きく違う。

もう一つは、商工の場合は、うちでもそうですけれども、借りたら月払いという形で毎月計画を立てて返済をしております。でも今回出ておりますこの産業振興資金、これについては年1回しか返済をしないのであります。金融機関に行って、そういう条件でという話になると、かなり厳しい形になろうかと思うのです。

そして、なおかつ、産業を育成するよといったときに、具体的な形でございませけれども、法人登記ができない形の法人格を有すると認められた団体にも今まで全部助成をしています。それはなぜかといったら共同という、一つの共同体をつくって農業をやるよといったときには、構成員だけの状態の審査をして貸してくれたと。金融機関へ行ったらそういう形になりますでしょうかね。

だからこの辺が全然違うのです。それを今こういう形で合併時に再編するよといっても、私どもとしては単純にわかりましたという形にはなれない。だから、合併時のこういう形を、もっともっとみんなで、いい方法なりそういうものを意見で、この場で方向性をきちっと出してもらって、それが理解できるかできないかという判断をさせてもらいたいというのが私の考え方です。

田岡会長：そうすると最終的には、厚田村の振興貸付金を残すべきだというご主張で理解していいので

すか。そういうことですか。

直貸しは難しいとおっしゃいましたよね。でも直貸しでないとできない制度ですね。

福沢委員：でも、今私が言ったような形のところを皆さんが本当に最初から、今私が発言しない形の中でも理解していて、それでもだめだよと言ったり、そんな手だてはないと、そういう議論が何も無い中で、私どもとしては今の形で残せ、これは絶対的だとは言いませんけれども、もっと議論をさせてほしいという気持ちで。

田岡会長：はい、わかりました。

それでは、今のお話の中で、実はほとんどの皆さんが、基本議論がどこら辺にあるかということ、なかなか難しいところなので、まずこの直貸しと、金融機関を使って貸す制度のあたりから説明をしないと議論が進まないと思いますので、そのところを事務局からちょっと説明させていただきます。

(発言する者あり)

田岡会長：いや、まさにその問題だと思うのですよ。ここに書いてあるように、現行の制度を新市全体に適用することは財政上困難であるという意味を、どういう意味かということを含めて説明させていただきたいと思います。

専門部会(吉田)：それでは、私の方から説明いたします。厚田村で実施しております資金貸付、これは直貸しの形でやってございます。それから、現在専門部会で考えてございますのが利子補給という形でございます。

まず、厚田村で実施しておりますものにつきましては、一定の利子を設けまして、直接村で利用者に対して資金を貸し付ける、そういう制度でございます。一方、専門部会で今検討しておりますのは、金融機関が、新市が指定する金融機関、恐らく農協・漁協が中心になると思いますけれども、その金融機関が利用者に貸し出します資金に対して、新市が利子補給するという制度でございます。

現在想定しておりますのは、今検討している新しい制度につきましては、融資の対象者としては、団体あるいは団体の構成員、産業を行う団体ですね。ほとんどの農業者・漁業者が該当すると。それと、団体につきましても、必ずしも法人格を持たない生産団体等のようなものも想定してございます。そんな団体に対しまして利子補給をすると。なおかつ銀行関係につきましても審査につきましても、従来厚田村でも同様な審査もして、金融機関、農協・漁協でしておると聞いておりますので、そのような形の中で現在検討しておるところでございます。

以上でございます。

済みません、ちょっと答弁漏れいたしました。

直貸しの場合、現在厚田村で実施しております直貸しをする場合、直接村の方で利用者に貸し付けるものでございますので、その部分にかかる財源が必要になってくると。例えば、1年間1,000万円の貸し付けが必要でありましたら、例えば7年償還で考えた場合、少なくとも償還金が返ってきますので4年分ぐらい、1年1,000万円としましたら大体4,000万円ぐらい最低でもかかるかなと。これがまた利用者がふえれば、それだけその財源が必要になってくると。そういう面で、基金的な財源が直貸しの場合は必要になってくると。

それに対しまして利子補給の場合につきましては、通常の予算措置の中で利子補給の分だけ予算措置するというような形になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

田岡会長：どうでしょうか。ご議論いただきたいと思いますが、まさに直貸しそのものが非常に自由度の高い制度になっていると。逆に言うと、利用者の利便性により近いということも言えますが、しかし現実にはマネーがないと貸付制度というのは起こり得ないということを考えますと、石狩市においては、やは

り現行の制度を、新市全体にこの制度を、直貸しの資金を持ってやるということについては制度上難しいではないかと。方向性として、それではゼロにするということではなくて、貸し付けの方法について、利子補給を当該年度に予算編成をするという考え方だという説明をさせていただきました。

このことについてご議論をさせていただければと思いますが。

はい、どうぞ。

福沢委員：そこまで行かないうちに、今の説明の中で、うちの振興資金を借りるときに、農協なり漁協が審査をしているという説明がございましたけれども、そうなっていますか。お聞きいたしたいと思います。

専門部会（配野）：厚田村の産業振興課の配野です。

ただいまのご質問ですが、先ほど石狩の吉田課長の説明では審査と申し上げましたけれども、当該関係する団体、いわゆる農協なり漁協からそういった申請を、予算づけの前にといいますか、申請といいますか、その申し出があって、それから予算づけしますので、関係団体の農協・漁協関係から、こういった団体について貸し付けしたいという申し出があって予算化しているということを含めまして審査と申し上げましたが、そういった状況になっていますので、ご理解をお願いします。

福沢委員：ここまで来ているのですから、うちの課長もきちっと言った方がいいと思うのですけれども。だから、審査するという過程を経ているとしたら。

田岡会長：いや、今、もう審査はしませんと。客観的な説明は後にやって、審査は訂正されています。吉田課長の審査という言葉は訂正させていただいて、厚田の課長から説明のあった内容、いわゆる農協経由の申請がされたという前提でご議論いただきたいと思います。

この辺あたりについてお互いに議論の分かれるところなのかもしれません。ぜひご議論いただければと思いますが。

長原委員：具体的な状況が調書にも全く出ておりませんので、いまいし具体的な状況についてご説明いただいた方が、よりわかりやすい議論になると思うのですが。

田岡会長：はい、わかりました。

専門部会（吉田）：それでは、私の方から、現状貸し付けしております状況につきまして。これにつきましては、事務事業の現況調書の21ページになりますけれども、この中でお示しておりますが、若干ご説明させていただきます。

現在、厚田村、浜益村、それぞれ制度がございます。21ページ、よろしいでしょうか。この中で、現在浜益村につきましては実績がございませんけれども、厚田村におきましては、産業振興貸付規則に基づく部分につきまして、つなぎ資金1件、長期資金3件、それから、これは漁業ですけれども、漁業のつなぎ資金が3件と。もう1つ、農林漁業特別振興資金貸付条例及び規則に基づく貸付、これは個人が対象になりますけれども、現在の14年度実績でございますけれども、貸付残高、農業関係が17件、895万8,000円、漁業が9件、599万円となっております。

以上です。

田岡会長：どうですか、何かご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

熊倉委員：石狩の熊倉ですけれども、私はこの原案どおりで賛成でございます。石狩市も過去に3億円をそういう形の中で融資をしたことがございますけれども、結果的に農協も漁協も経済団体でございますので、貸付をきちっとしているわけでございまして、私はそのとき市長にお願いしたときは、やっぱり利子補給をしていただきたいと。ところが農協は、利子補給ですといろいろ対象者が枠決めをしなければならぬということで、原資3億円を入れていただいて、農協の規定のプロパー資金の率を下げていただいた

と。そういう形で利子補給という線でいかないと、自治体が銀行業務か経済団体の事業をやるようでは、やっぱり大変なことになるのではないのかなということで、私は原案どおりで賛成でございます。

田岡会長：どうぞ。

神崎委員：大変に有効に使われている厚田村の制度ですので、しかも協働という精神に基づいて、麗しき行政と村民の皆様方とのやりくりについて実行されていることから、これは値のあることだろうと思うのですけれども、事業として、借りられる方については非常に有効な手段であるというふうに今お聞きいたしました。実際にこの事業をやって、事業の内容としては、どのような実態になっているのかなと。できればお聞きしたいと思うのですよ。余り我々が今この時点でお聞きをするということはいかがかなと思うのですけれども、差し支えがなければのことでございます。差し支えがあれば、私改めて聞く必要はございません。

専門部会（配野）：ただいまのご質問ですが、実態ということですが、ただいま提案しています貸付金の中には、産業貸付金と農林漁業関係のと2本ありますが、産業振興資金につきましては、事業を行った場合につきまして、概要ですけれども、事業を行った場合につきまして、国・道・村等の補助金があった場合の残りの自己負担について資金を対応するというふうに考えておりますが、もう1本の農林漁業者関係の資金につきましては、年間300万円ほどの予算を組みまして、大体私どもは80万円から100万円ぐらいの資金ということで考えて予算を組んでいますが、年間4～5件の申し込みがあります。

以上です。

神崎委員：ありがとうございます。

聞きたいのは、要するに今のような形態の中で、間違いが起こるといったらおかしいですけれども、きちんと返済業務が行われているかと。そういう実態をお聞きしたいと、こういうことでした。

専門部会（配野）：ただいまのご質問ですが、現在のところまでは、いわゆる焦げついているという状況はありません。

神崎委員：ありがとうございました。

田岡会長：どうぞ。

長原委員：現況については先ほどご説明いただきましたのでわかりました。ただ、新市全体に適用することは財政運営上困難という表現がされていますが、その場合、新市全体で運用した場合に、どの程度のこれは予算規模と申しますか、財政規模が想定をされて、したがって困難と、こういう表現になっているのか。もちろんこれは予測の範囲ですから、なかなか難しい問題はあるでしょうけれども、しかし、一定額の予算規模を確保し、年度的に、その枠内で運用するということも当然可能なわけですし、そういった意味を含めて、どういう想定でこういう表現になったのか、いま一度ご説明をいただいております。農林水産全部含めて結構でございます。

専門部会（吉田）：それでは、私の方から、新市になった場合にどの程度の現行の制度を残した場合予想されるかということでご説明いたします。

一応、現在試算しておりますのは、厚田村で、先ほど配野課長がご答弁申し上げましたように、特別資金貸付につきましては年間300万円、さらに振興資金貸付をあわせて大体年間500万円程度、まず必要になってくるというふうに仮定いたします。それに対しまして厚田村の農家人口、それから新市になった場合の農家人口、これを比較いたしますと大体厚田村の4倍ぐらいになります。具体的に申しますと、現在厚田村の農家戸数が187戸、石狩が391戸、浜益村が193戸、合計771戸になりますけれども、厚田村の現状の約4倍になります。それで試算いたしますと、500万円の4倍ですので、大体年間2,000万円ぐらいが必要になります。さらに、例えば7年償還で考えた場合、当然償還は2年据え置きとかいろいろ方法はございますけれども、償還したお金は返ってまいりますけれども、大体7年で

すと4年ぐらいの財源は必要になります。その関係で、年間2,000万円ですと、4年分の8,000万円ぐらいは用意しておかなければならないのかなと、そういうふうに考えてございます。

以上です。

田岡会長：どうですか、他にございませんか。

長原委員：ただいまの予算規模を聞いた範囲では、年2,000万円くらいというお話ですから、予算規模とすれば、それが財政運営上困難というほどの話ではないのではないのかなという気もするのですよね。むしろ検討の課題となっているのは、直貸しが妥当なのかどうかと。金融機関ということの一つの保証という形の中で進めるのが妥当ということ、そこら辺がむしろ判断の基準と、分かれ道ということではないのでしょうか。ここでは財政運営上と書いてありますが、年2,000万円の予算の範囲で、あえて財政上だけが特に困難という表現につながるのかなという気がするのですが、どうなのでしょう。そういった点で、さらに再検討という余地は何かありそうな気もするのですけれども、どうなのでしょうね。

専門部会（吉田）：先ほどのご説明で若干補足させていただきますけれども、年2,000万円必要ということになりますと、貸し付けいたしますので、次の年にまた2,000万円必要になってくると。7年でしたら1億4,000万円なのですけれども、そのうち償還するお金もあるので、大体4年ぐらいということで、基金的なお金といたしましてはやはり8,000万円ぐらいは必要になってくると。単年度2,000万円ということですが、概算で8,000万円程度は基金的なお金が必要になってくるということでございます。

田岡会長：ちょっと想定論で、ほとんど仮定式によってつくられた議論ですから、8,000万円なのか1億円なのか、はたまた2,000万円なのかというのは、確たる問題がないので、確かに財政運営上困難であるという表現は、言い得て、極めて、逆に金がなければ何もできないのだという、議論が挟まる余地がない表現でも確かにあります。

この辺は、実際に説明の中にもなかったのですが、1つは厚田村に金融機関、いわゆる市中金融機関等がなかったという背景の中で直貸し制度というものが恐らく歴史的にあったのではないかということを含め、そして、それから実際に直貸しのような、今の自分で資金を用立てるということになって、金融機関を窓口にするという場合には、現実には私どもの経験している関係からいきますと、金融機関は極めて拒否反応が強いと。その制度について拒否をするという姿勢になっております。私ども、小規模活性化事業においても、自己資本を一般市中資金に変えたという経過も持っていて、制度上なかなか難しいところもあるということを考えますと、毎回毎回持ち帰って申しわけないのですが、財政上という理由の、この辺あたりについては、もう一考を要するというふうに考えさせていただければと思います。

また、厚田の福沢委員から話のありました「新たな融資及び利子補給制度などを検討し」というところにつきましても、これまで廃止をするという表現とは全く違う、まさに一つの方向性で、何とか制度は形は変わっても残そうという方向性が出ています。そして合併時にその中身について、詳細にわたっての中身は今日、金融機関等の関係も含めて、金利を固定する話にまで至らないので、貸付制度は市中金融機関を通しながら残すのだというご理解の中で、文言整理等を含めてこの辺で整理をさせていただきたいというふうに思いますが、今私からの、新たな提案といったら失礼ですが、それらについてももしご意見がございましたら承りたいと思っております。

（異議なしの声あり）

田岡会長：よろしいでしょうか。それでは、以上の件で一部訂正をさせていただきまして、2号から4号まで通してのお話でございますけれども、そのほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ。

大山委員：ちょっと私専門外ですけれども、今市長の説明の中でふと気がついたのですが、共同船揚場

の関連なのですけれども、石狩市、厚田村には該当なしということでございます。厚田村と石狩市の漁業の関係者に、船揚場は必要ないのか。必要で、つくってほしいという陳情とかがもしあがっているのであれば、新市としてこれからスタートした場合に、そういうことに対する新市の考え方はどのようなことで展開されていくのか、その辺を伺いたいと思います。

専門部会（配野）：ただいまの船揚場の件ですが、石狩市、厚田村に該当はないということで、それらの両市村につきまして必要はないのかというご質問ですが、浜益村におきましては村有地を利用してやっていると私は聞いていますが、必要なところにつきましては、私有地であれば私有地を借りてやっている場合もあると私たちは思っていますので、あえて公有で手数料、いわゆる料金を徴収しての方法というふうには考えていませんし、そのような実態がありませんので該当なしという表現になっています。ご理解をお願いします。

大山委員：私ちょっと石狩市の漁民の方に知り合いがありまして、その方からは、石狩市の漁民は船揚場がなく非常に大変な思いをしているから、ぜひともつくってほしいのだという話を聞いております。それであれば石狩市に陳情をしなければ、自分たちの話だけではいつまでも実現できないので、今新市まちづくり計画もやっておるさなかでございますから、ぜひとも新市に移行した場合にはそのような、1市2村の一体感を醸成する中におきまして、ぜひとも建設するべきではないかなという、私は考えております。

田岡会長：これは、新たな需要があれば当然それに対応するというのが基本原則だと思います。それで、私の承知する限り、石狩で船揚場の陳情はないのです。ただ、漁港区の船揚場の拡幅というものを、最初の段階から意見がありましたが、これは港湾管理組合との間に、まさに意見の相違があります。というのは、船を横につけたいといったら総延長が当然長くなる。基本的に縦づけにしてくださいという議論がありますし、それから船揚場は、揚場と物置場を一緒にしたいという発想で、いや、そうではないのだと。船揚場は船揚場という議論で分かれておりまして、これはもう限りの尽きない議論ではないかと思っていますので。

そのほかに石狩も河口のあたりに船揚場の議論があるというふうにも承知していますので、その辺あたりになりますと、需要が具体的に発生した中で対応させていただくということでいかがでしょうか。

大山委員：了解しました。

田岡会長：そのほかにもございませんでしょうか。

どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

ページでいきますと、25ページの関係団体と、それから37ページの関係団体に関連してお尋ねしたいのですけれども、これ石狩市・厚田村・浜益村について共通で加入されている分については理解できますけれども、例えば石狩市だけが加入していて、そのままやっていくということについての、先ほど加入効果のあるものという言い方をしていましたけれども、現時点で、厚田村・浜益村が加入しているものについてもそういう整理はできないのでしょうかね。

それぞれ今まで必要だということが入ってきた部分だと思うのです。いろいろな協議会を含めて。それが、石狩市についてはそういう整理ができて、それに合わせていくという形になっておいて、厚田村・浜益村については合併後にそういう検討をするという形になっていますけれども、この程度のことは合併前に整理できるものだというふうに思うのですけれども、どうしてもこれはできないものなのでしょうか。

専門部会（吉田）：それでは、協議会の加入等につきまして私の方からお答え申し上げます。

先ほども若干触れましたけれども、現在、新市において加入しようとしているものにつきましては、3市村共通で重要と思われるもの、あるいは地域に根ざしているものということでございまして、合併後に

加入を検討するということに関しましては、先ほども申しましたように、比較的全道レベルの協議会あるいは市町村会に関連した協議会ということで、これにつきましては新市の財政運営あるいは行革絡み等もございまして、その中で検討した方がよろしいのではないかとということで、合併時速やかにこの検討、加入を検討するというふうにしたものでございます。

田岡会長：実質的な背景というのはいないものですか。今の言った説明がすべてなの。議論の背景にもう少し何らかの形があったものですか。

加納委員：例えば森林関係についても、先ほど、合併した場合に、市域全体として7割が森林になるというようなお話もありましたよね。そういうことを考えると、厚田村・浜益村の森林を抱えている今までの中で、協議会なりこういうものに参加していくということは、それなりに意味のあったものだというふうに思うのですよ。ですから、それが、石狩市と一緒にになって森林がなくなるというのなら話はわかりますけれども、全体として7割になるわけですから、それ考えたときに、やっぱりこのことについては今の段階で必要性の云々ということは、私は合併後に検討するというような話のものではないと思うのですね。ですから、少なくともこの程度のことは整理すべきだと思うのですけれども、難しいのですか。

田岡会長：これ先ほど福沢委員も同じ趣旨でお話されているわけですね。

3時までちょっと休憩させていただきたいと思います。

(休憩)

田岡会長：ただいまより会議を再開させていただきたいと存じます。

休憩中に、ただいまの関係団体の具体的な取り扱いの項目につきまして、ちょっと事務局との調整をさせていただきました。「合併後に新市において加入を検討するものとする。」ということの中に、実は背景的に、市になることによって、いわゆる町村レベルで入る全道的な組織の問題があって、自動的に加入困難なものも含めてさまざまなそれぞれ背景があることが確認できました。したがって、一つ一つやはり丁寧に整理をする必要があるのではないかとということと、それから、このことが合併の大きなテーマ性を持っているかということと、ある種においてはその都度判断すべき状況のものでありますので、「合併後に新市において加入を検討するものとする。」という表現を、もう一度事務局整理をさせていただきたいというふうに思います。

したがって、先ほどの財政上困難な云々の項目と、これらの件を含めて、文章の整理をさせていただいたうえ、次回でその内容を提示のうえ確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのように取り扱いをさせていただきたいと思います。したがって、2号から4号までにつきましては次回への再調整、持ち越しというふうにさせていただきたいと思います。

次に、協議第5号 各種事務事業の取り扱いの建設関係について協議をいたしたいと存じます。

事務局から説明いたします。

事務局(江部)：協議第5号、協議項目26-5-1、各種事務事業の取り扱い(建設関係)についてご説明いたします。

主な内容を41ページからの個表で説明いたします。

1. 公社、第三セクター等につきましては、合併時までに石狩市土地開発公社は、厚田村土地開発公社から債権債務を引き継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとしております。

2. 関係団体(公共的団体等)につきましては、道路愛護組合、河川愛護組合、旧役場周辺地区市街地再開発組合の3団体があり、現行のとおりとしております。

3. 関係団体(協議会等)につきましては、石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとし、ただし、浜益村で加入している一般国道451号道路整備

促進期成会については、新市においても引き続き加入するものとしております。

4. 附属機関等につきましては、石狩市に、中高層建築物の建築に係る紛争の未然防止のために中高層建築物紛争調整委員会があり、引き続き必要とする機関であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4 2 ページに移りまして、5. 手数料等ではありますが、優良住宅新築認定申請手数料については、石狩市及び浜益村は有料であり料金は同額です。厚田村は無料としていますが、合併時には石狩市の制度に合わせ有料となります。

建築確認申請等手数料として、建築物や工作物に関する確認申請手数料、完了検査申請手数料については、石狩市のみ定めておりますことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

4 3 ページに移り、道路占用料につきましては、電柱や看板などが道路を占有していることに対して料金を納めていただく制度です。現在、石狩市と浜益村は有料となっており、厚田村においては無料としていますが、合併時には石狩市の制度に合わせ有料となります。

4 5 ページに移りまして、土石等採取料、土地占用料、流水占用料については、普通河川に係る料金で、3市村ともに普通河川管理条例を定めており、その中で項目及び金額は同一となっております。これらのことを踏まえ、手数料等につきましては、一体性の確保の原則に基づき、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6. 補助金等につきましては、道路や河川の清掃事業を行っている愛護組合に対しての経費の補助、旧役場周辺地区の市街地再開発事業を行っている組合に対しての補助、4 6 ページに移り、冬期間における生活環境向上のため、消融雪機器を設置する市民に対しての資金の貸し付けを行っておりますが、これらについては一体性を考慮し、合併時には石狩市の制度に合わせるものとしております。

7. 建設庶務関係事務については、3市村において、契約に関する事務などの事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

8. 道路・河川管理事務については、3市村において、道路・河川整備や維持管理などの事務内容に大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

9. 公共用地取得事務については、3市村において、土地の売買契約などの事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

10. 建築関係事務については、建築基準法に基づく事務事業であり、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

11. 市街地再開発事業については、石狩市の旧役場地区が対象となっており、引き続き行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしします。

これらのことから、40ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：何かご質問等ございますか。

どうぞ。

桐山委員：ちょっと小さいことなのですが、占用料のところ「祭礼」の字句がありまして、金額は44円なのですが、ちょっとお祭りなんかには村道のところにのぼりを立てたり、そういったことをするのですが、石狩市の実態としては、本当に1カ所か2カ所、88円、必ず一向かい立てますけれども、実態はどうかのちょっとお知らせしていただきたいと思います。

専門部会（渡辺）：建設分科会管理班、石狩市の渡辺です。

ただいまのご質問でございませうけれども、私も石狩市の占用料の関係ですけれども、道路施行令に基

づきまして、この道路施行令の占用使用料を準用いたしました形で石狩市の占用料という形にしておりまして、端的に申し上げますと、石狩の場合乙地ということになってございまして、この占用料の部分が各細かく出ております部分、まさしくそのまま石狩市が準用したという形になっておりまして、準用につきましては、これまで、今お話がありましたけれども、全くそれこそ取っていないという状況が実態でございます。

以上です。

(発言する者あり)

専門部会(渡辺)：済みません、ちょっと言葉足らずでした。今お祭りだとかというようなご質問でございましたので。

あくまでも、こういった部分にかかわりましては、それなりの短期的なもの、私どもも巡回をしませんとなりませんし、まして町内会だとかそういった部分のことが非常に多いかと思えます。町内会で立てる旗だとかそういった部分につきましても、本来であればここに載っているから取らなければならないのでしょうけれども、公共的な団体というような形も、若干漁協だとか農協だとか、さらに文化的な団体、文化協会を初め体育協会だとかそういった部分の旗を立てている部分もございまして。どちらかといいますと、石狩市の場合、道道だとか国道に面した部分が非常に多うございまして、市道にかかわる部分というのはごくわずかでございまして。そういった意味におきましては、私ども本来であれば、厳密に言えば、ここにそういった規則を載せてございまして、取らなければならないのでしょうけれども、そういった公共的な団体だとか町内会の部分を含めて、現状ではなかなかそこまできちとした形のものになっていないというふうにご理解いただきたいと思います。

福沢委員：市長の特認とか免除規定のようなものは、条例にはないのですか。ないものをそういうふうには堂々とこの場でやっていませんよと言って、そして石狩に合わせなさい。合わせなさいと言うから、我々が合わせたときに、中身が全然見えていないのさ、今までの分だって。それは編入をしたのだからいいのですよ。編入と決めたのだから、石狩市に合わせます。だから中身を一生懸命聞きたいからいろいろな形をするのですけれども、石狩市の条例の中にこういうふうになっているけれども、本当に取らないでそれが堂々と行政がやれるのかさ。そこは不備だからもっと整理して、この際かからないように考えているのか。そういう議論だって必要だと思うので、決まっていることをやらない行政というのは、私はおかしいと思うのです。

田岡会長：はい、わかりました。

ご質問の点について、条例がある以上は基本的にそのとおり、条例のとおり実施をするということでありまして。ただし、市長が認めたケースにおいては、その限りにあらずというのが一つあります。また、もう一方、そのために専用の人間を365日24時間管理をしているということではないので、捕捉をできるかという、現実に捕捉は不可能なケースがありますので、これらについてはお目こぼしではなくて、結果捕捉できなかったというケースは想定できると思えます。

それから、占用物件というのは極めて排他的な思想のもとにでき上がっている法律条例等でございますので、占用によって公共の利を害するというような概念が基本的な立法の精神にありますので、これらをしんしゃくするという状況になるのではないかと考えております。

したがって、1つご質問のありました神社の旗、3日間仮に立てたことが公共の利に反するかどうかというのは意見の分かれるところとしても、現実には私どもは徴収していないという実態にあることをご理解いただきたいと思います。

どうぞ。

鈴木委員：浜益村では市街化区域がなくても住宅の申請手数料というのは取られているのですか。

それからもう1つ、石狩市のこの融雪機の貸付金は直貸しなのでしょうか、どうなのでしょうか。

これについて、2つご質問したいと思います。

専門部会（渡辺）：石狩市の消融雪機器の貸付の関係ですけれども、これは直貸しではございません。金融機関に私どもが利子を補給するというような形をとってございます。借りる方にとっては無利子、市が利息を補うという形になってございます。

田岡会長：この融雪の制度は、実は除排雪費に非常に多額の予算を計上するという実態から、市民の皆さん方に、まず雪そのものをぜひ協力していただきたいという背景が思想的にあります。除排雪費の一部を割いて、そのことの利子補給によって実態的な雪の減量を図ろうという思想が働いた結果の制度であります。

それと、浜益村の方はどうですか。

専門部会（佐々木）：建設水道の佐々木と申します。私の方からお答えいたします。

ご質問の関係なのですけれども、これは優良住宅新築確認申請手数料のことでよろしいのでしょうか。これにつきましては、一般的に住宅を建設するときに、確認申請を取って、それで払う手数料とはちょっと違う形でありまして、これは北海道の方から移譲されているものですが、例えば建て売り住宅とかそういったものを建てるときに、その建てる業者が土地の関係の税金の方のこの申請をしまして認定を取れば、この分が免除されると、そういうような部分なので、確認申請とはまた別個のものでございます。

以上です。

（発言する者あり）

専門部会（佐々木）：都市計画区域とは関係ございませんので、こういうような例えば建て売りとかそういったものを建てたときに、宅地開発という部分で、そういうときに該当するそういう制度だと。そういうことであります。

田岡会長：そのほかにご覧いませんか。

どうぞ。

長原委員：河川管理についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

河川管理の関係で、管理をしている河川数を見てもみますと、石狩市が14本、厚田村が43本、浜益村34本という河川管理になっていると聞いています。それに対して管理費が、石狩市140万円、厚田村157万円、浜益村が380万円と、比較的余り経費がかかっていないというふうに思うのですが、現在の河川管理の状況がこれで十分な状況にあるのかどうか。

また、あわせて、今後治水対策等で大きな費用を要する改修工事等が予定されている分が現在あるのでしょうか、ないのでしょうか。その辺のところの状況だけお知らせをいただければと思います。

以上でございます。

専門部会（鎌田）：厚田村建設課の鎌田と申します。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問ですけれども、まず河川管理に係る維持費が十分なのかというご質問だったと思えますけれども、これにつきましては、通常河川の流水を阻害する堤外の柳切りですとか草刈りですとか、そういう最低限の維持管理ということでご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、河川改修の予定ということですが、3市村で管理します普通河川につきましては、現在のところ予定はないということになります。

以上です。

専門部会（古川）：浜益村の古川と申します。

浜益村は今現在普通河川34本を管理してございます。それで、全体の予算といたしまして380万円程度を持っておりますけれども、34本あるうち、ほとんどが市街地以外のところにあるということで、

予算についてはそれほどかかっていないというのが現状でございます。

それと、今後の普通河川におきます大きな改修工事については、現在のところ計画は持ってございません。

専門部会（前川）：それでは、石狩市の河川整備が、将来というか、現時点であるかということでございますけれども、現時点では河川の改修整備計画というのは持ってありません。

以上です。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

（なしの声あり）

田岡会長：それでは、特になければ、原案のとおりで確認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、原案のとおり確認させていただきます。

次に、協議第6号について、各種事務事業の取り扱い（除雪関係）について協議をいたしたいと存じます。

事務局（江部）：説明に入ります前に、訂正箇所がありますので訂正をお願いいたします。

本日配付いたしましたA4判横の議案等訂正箇所一覧の一番下に記載している部分です。協議調書の48、49ページ、現況調書の141ページの中に、全国特別豪雪地帯市町村協議会とありますが、本年4月から名称変更しております、全国積雪寒冷地帯振興協議会と名称を変更しております。全国積雪寒冷地帯振興協議会が正しい内容であります。失礼いたしました。

それでは、協議第6号、協議項目26-5-2、各種事務事業の取り扱い（除雪関係）についてご説明いたします。

主な内容を49ページからの個表で説明いたします。

1．関係団体（協議会等）につきましては、厚田村及び浜益村において加入している、ただいま訂正いたしました全国積雪寒冷地帯振興協議会があり、新市においても加入するものとします。

2．附属機関等につきましては、雪の処理について検討を行うために石狩市雪対策市民協議会があり、引き続き事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

3．補助金等につきましては、冬期迷惑駐車等防止モデル町内会に対してボランティア保険の保険料やカイロについての助成金があり、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4．道路除雪関連事業につきましては、3市村において事務内容に大きな差異がないことから、一体性を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとします。

これらのことから、48ページに戻りまして、調整の内容は、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、全国積雪寒冷地帯振興協議会については、新市において加入するものとする。」としております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：それではご質問いただきたいと思います。

どうぞ。

田村委員：道路の除雪業務については住民の関心が非常に高いわけでございます。除雪事業の内容については、出勤基準については3市村それぞれ差異なく、現状の除雪の質なり水準が維持されるものと思っております。ただ、除雪業者の選定については、石狩市が指名競争入札、厚田村が随意契約ということで現在まで来ております。ご承知のごとく、厚田村の場合は非常に日本海からの風が強くて、吹きだまりも非常に多く発生しております、即日常生活に住民が支障が起きておまして、特に車の事故等によって人命にかかわる問題もございまして、このような地域の道路事情に精通した業者を選定してそれぞれ除雪を行って、

効率のよい除雪を行っているところでございます。この一般競争入札が導入された場合、前段で申し上げましたそういう地域の実情に沿った対策が、現在石狩市は指名競争入札ということですので、そのような部分を配慮したものがあのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

田岡会長：これも大変難しい質問ですね。両方が実は必要だと思うのですね。おっしゃるとおり地域の実態をよく知っているということも条件の一つに考えていかななくてはならないと思います。しかし、今随契で行うには、それなりの経過や理屈があるのではないかとと思いますが、基本的に業者の選択というのは一つのルールの中で行うことを原則としながら、一方で地域のそういった特殊な実態を十分把握しながら、発注段階において、指名委員会が設立されておりますので、当該委員会において選定されるものであると。正直言いまして、これらについて、機能そのものにかかわる問題ですので、ここでこういうふうにしますということではなくて、十分そのご趣旨を承りながら事務を取り扱うべきではないかという基本的な考えだけ私の方からお答えさせていただきたいと思います。

田村委員：会長さんのご答弁、当然そうなるべきだと私も思いますけれども、やっぱりこの事業の進め方については、石狩市は指名競争入札、厚田村は随意契約という、そういういろいろな面を考えてそういうことをやってきた経緯があるわけですから、やっぱりそういう点を十分配慮していただきたいということをお申し述べて私の意見とします。

田岡会長：どうぞ。

桐山委員：田村委員と全く同じ意見なのでございますが、先ほど言いましたように日本海の強風が吹く地域でございますので、積雪がなくても強風が吹きますと車がもう全然歩けなくなるというような状況があるのです。ですから、その地域の状況をわかっている業者さんは、積雪ばかりのことを考えないのですね。私が住んでいるちょっと上の方なんかは、ちゃんと強い風が来ましたらわきの方にたまるようにとか、沢の方へ押しおくとか、そういうことをして車が長い時間通れるようにというような配慮も、わかっている業者さんはしてくれるのですよ。とにかく厚田村は177キロの村道を毎年やっているような状況で、そこそこで状況が全部違うのです。積雪だけ10センチではちょっと対応できないのですよね。それと、これをきちんとやらないと、具合が悪くなくても救急車も行けないという状況になりますので、住民としては一番関心のあることとございます。そこら辺を、指名競争入札が原則だということは十分にわかっておりますけれども、どうかひとつそういったことも考慮して対応していただきたいと思います。

以上でございます。

田岡会長：そのほかにございますか。

どうぞ。

大山委員：石狩市雪対策市民協議会は、合併時に制度を合わせるということですが、この協議会の委員の選定に当たっては、当然浜益村、厚田村にも配分がなされるのでしょうか。

田岡会長：当然そうです。これ合併時に石狩市の制度に合わせるということは、もう基本的に合併するとしたら新しい市において、その基本的なことは、どこの地域がということではないというふうにご理解いただければと思います。

また、今お話が出たような細かい方向性とはまた違って、現実具体的な話になりますと、これらについては今小委員会でご検討されております、地域を実態的にどう受け入れしていくかという細かな問題についてまたございますし、それから、当然一たん実績を持つことによって議会での議論を深めて、さまざまな段階での議論になりますので、当協議会において、おっしゃる趣旨は十分記録にとどめたり意見として残しておきますが、詳細の中身については、よって来るべき段階にということになるのではないかと考えております。

そのほかにございませんでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、ないようでございますので、協議第6号につきましては原案のとおり確認をさせていただきますと思います。

次に、協議第7号 事務事業の取り扱い(港湾施設関係)について協議をいたします。

事務局(中村)：協議第7号、協議項目26-5-3、各種事務事業の取り扱い(港湾施設関係)についてご説明いたします。

港湾施設といたしましては、石狩湾新港管理組合が管理する石狩湾新港がございますが、前回の合併協議会で提案しました商工業関係の中で取り扱いましたので、本協議項目では石狩市の管理する石狩港の取り扱いについて協議するものであります。

主な内容を52ページからの個表で説明いたします。

1. 港湾施設関係であります。該当施設に石狩港がございます。港湾に関する事務を含めまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

2. 関係団体(協議会等)としまして、北海道港湾協会があり、今後とも必要があることから、引き続き加入することとしております。

3. 石狩川左岸棧橋使用料につきましては、棧橋の施設を使用する方に納めていただくものでありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

53ページに移りまして、4. 港湾占用料等ではありますが、石狩港の港湾区域内及び港湾隣接地域内において占用または土砂採取の許可を受けた方に納めていただくものでありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、51ページに戻りまして、調整の内容であります。「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、協議の第7号につきまして、原案のとおり確認をさせていただきますと思います。

次に、協議第8号 事務事業の取り扱い(公営住宅関係)について協議をさせていただきます。

事務局(中村)：協議第8号、協議項目26-5-4、各種事務事業の取り扱い(公営住宅関係)についてご説明いたします。

主な内容を56ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(協議会等)につきましては、3市村同一の団体に加入しておりますので、石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとしております。

2. 附属機関等につきましては、厚田村と浜益村において村営住宅の入居者選考委員会を設置しておりますが、石狩市では申込者が入居できる住宅の戸数を上回った場合には、公開抽選という方法をとっております。入居者の資格であります。所得基準や、年齢、身障者、寡婦、納税状況、住宅の困窮の実情等、複数の条件があり、公営住宅法また条例等において3市村同内容の事項を定めておりますので、石狩市の制度に合わせても実質的な不利益を入居申込者に与えないとの判断から、合併時に廃止するものであります。

3. 公営住宅管理であります。まずストック計画につきまして、石狩市では現在策定中であります。厚田村では平成13年度に策定しております。これらの計画は、一体性の確保に努め、合併後に新市において再編するものとしております。

施設につきましては、現在石狩市302戸、厚田村98戸、浜益村12戸の合計412戸となっております。

ます。

57ページにまいりまして、家賃であります、公営住宅法及び同施行令により算定方法が定まっております、3市村に差がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

駐車場使用料につきましては、現在石狩市の花川団地54戸に限って該当しております。これは駐車場の区画として整備されており、冬期間の除雪など管理費となっているものであります。

また、厚田村、浜益村には、花川団地と同様の管理形態をとっている駐車場がないことから、現行のとおりとしています。

4. 単身者住宅管理につきましては、厚田村のみに該当施設が24戸あります。Uターン・Iターン者など、村内に就業する単身者が入居できる住宅となっております、合併時に厚田村の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、55ページに戻りまして、調整の内容であります、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。公営住宅管理のうち、駐車場使用料については、現行のとおりとする。単身者住宅管理については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご質問ございますか。

はい、どうぞ。

福沢委員：ここで、公営住宅のストック総合計画の部分で、新市になって再編するという言葉が出てきますけれども、厚田村で先ほど説明のように、もう計画してありますよと、これは継続するよという表現にならないのか。新市で、結局再編するということは、組みかえをするということでしょう。組みかえという簡単なものではなく、中身も全部いじられるという可能性があるということ想定したときに、今厚田村としてつくられているものを、そのまま新しい石狩市さんがやるという意味であればこれは別ですけども、新しくなったときに再編するのだよというふうにしかとられない表現であれば、厚田村の分は全部ゼロになる可能性があるというふうにとられるのですけれども、こういう表現しかできないのでしょうか。

専門部会（佐々木）：私からちょっとお答えいたしたいと思います。

現在石狩市においても、このストック活用計画というのは策定中であります。この前の計画を引き続き見直しという形でやっておりますけれども、このストック計画というのは、今公営住宅を建てるときにどうしても必要な計画でありまして、これはどうしてもかといえますと、補助金をもらうときに要件としてあげられているそういう計画であります。これは基本的には今、10年、20年というスパンで長く計画をしていると思うのですけれども、5年ごとにどうしても見直しをするという、そういう作業がついてまいります。それで、石狩市においても今見直しをしておりますけれども、当然新市になりましたら人口の構成も変わってきますし、やはり市全体としての住宅施策という部分を、石狩市だけではなく全体で考え直さなければならないと、そういうものであります。ですから、当然新しくなると規模も変わりますし、一応政策的にも変わってきますので、公営住宅の部分というのはやはり見直しが必要になると、そういうふうにあります。

ただ、今ご質問のように厚田村がゼロになるかと、そういった部分というのは、ちょっと今の段階ではお答えできませんけれども、私、個人的に言いますと、そういうことはまずないのではないかと、そういうふうには思っています。

以上です。

（発言する者あり）

専門部会（佐々木）：失礼しました。

今、石狩市、厚田村、おのおの計画があると思いますけれども、十分厚田村の計画も尊重しながら、再編するときにそれを尊重しながらつくってまいりたいと、そう考えます。

福沢委員：今の説明の中で、結果的に合併したら形が変わるでしょう、人口体系というか、まちの形も変わるのしょうということ的前提に説明されたと思うのですよね。でも、うちとしては、今の厚田村の中で公営住宅に関する形をつくっている。これから議論になってくるのしょうけれども、先ほどこれに入る前にいろいろな説明があった中に、支所的なもの、地域核的なもの、それがどのぐらいの行政としての役場の職員なりが残るのかという部分についても全然まだ見えていないのですけれども、そういったものがここで言う再編だよといったら、合併したことによって今私どもが考えていた公営住宅の部分にも全部、だから全部白紙にしてもう一回考え直しますよというのと同じである。やっぱり合併するときには、今あるやつは踏襲します、まずそれは受けますという形にして、それを基礎にして考えてくれるよというのならいいですけれども、合併後に新市において再編するという言い方というのは非常に疑義のあるというか、不確定な部分が多過ぎるという。

5年後の見直しも制度的にわかりますけれども、それに引っかけたら引っかけたですけれども、うちはもう来年度以降のもずっとつながったものになっているわけですから、それを合併したことによって見通しが立たないよと。合併するのだったら見通しが立たないよという表現になるのであれば、非常に難しい判断をしなければならぬ部分が出てくるのかなという気もするのですけれども、こういう表現しかできませんでしょうか。

田岡会長：どうしたらいいですかね。それほどこの中で、現在の厚田村が既にもう事業として始まっているストック総合計画を、ゼロにまでするとするのは極端な議論としても、そのところをどう担保できるかという話だと思うのですね。ですから、ただし一方で再編というものは、基本的にマイナスということではなくてプラスの要素も含めてあるわけですから、ある種の実態的な流動性というものも、持たすことの方が、むしろ全体論理としてプラスの面もありますので、基本的には表現の問題だと思うのですよね。

もし必要であるなら、合併後に新市において再編するものとするが、厚田村において現在行っている事業とか、あるいは厚田村のストック計画においては、当面それを実施するような文章整理にしますかね、それとも。

ちょっと事務局で説明した方がいいね。何か制度的に難しいか。

専門部会（佐々木）：ちょっと私の方から再度ご説明申し上げます。

まず、公営住宅を建設するときは、一応単費でも単独でも建てられますけれども、通常はやはり国の補助というものをもらって建てなければならないという部分でやっておりますので、その段階で、あくまでも石狩市としてのストック総合活用計画にあることが補助のテーブルに乗る要件となっております。それで、厚田村単独とか石狩市単独というような形での計画というのは持てないのではないかと思います。

ご心配するのはわかりますけれども、現に公営住宅というものが建てられていて、厚田村も今建設していると思いますから、鉄筋コンクリート造でいけば70年の耐用年数がございます。当然今後建てかえとか維持管理という部分は出てきますから、そういった部分も含めて計画の見直しの段階で、やはり今ある、厚田村で持っている計画を全く無視できるという状況にはならないと、私はそう考えております。十分尊重して行っていきたいと、そういうふうにして考えております。

田岡会長：これストック総合活用計画というのは、実はここに乘せない補助の対象にならないという性格のものです。したがって、それぞれの計画を持続するということは、現実合併するとしたら不可能なものですから、いずれにしても再編という作業は、年次のタイムラグはあったとしても、必要な事業でありますから再編をするということですから、そして、その段階において、厚田村が既に動かししているこれらを

どう担保するかということにつきましては、この場で私がお話することにどれほどの意味があるかは別といたしまして、今事務局から説明されましたように、当然動いてきた厚田村の事業については尊重してまいりたいということではいかがでしょうか。

そのほかに何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、ないようですので、協議第8号は提案のとおり確認をさせていただきたいと存じます。

次に、協議第9号について、各種事務事業の取り扱いの都市計画関係について協議をさせていただきます。

事務局(中村)：協議第9号、協議項目26-5-5、各種事務事業の取り扱い(都市計画関係)についてご説明いたします。

主な内容を60ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)であります。土地区画整理組合につきましては、現行のとおりとしております。

2. 関係団体(協議会等)につきましては、6つの関係団体がありますが、引き続き加入するものとしております。

3. 附属機関等として、石狩市都市計画審議会がありますが、都市計画に関する事項の調査・審議を行うために設置している機関でありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

4. 補助金等につきましては、土地区画整理事業助成金としまして、土地区画整理事業を実施する土地区画整理組合に対し、総事業費の20%を超えない範囲で助成する制度でありまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

61ページへ移りまして、5. 手数料等ではありますが、土地区画整理事業の成果等に関する証明等、また優良宅地造成認定関係の手数料であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

6. 都市計画関係事務、7. 区画整理関係事務につきましては、ほとんどが法定事務でありますので、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、59ページに戻りまして、調整の内容ではありますが、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第9号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見ございますでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、これにつきましては原案のとおり確認をさせていただきたいと思えます。

次に、協議第10号 各種事務事業の取り扱い(幼稚園関係)について提案させていただきます。

事務局(中村)：協議第10号、協議項目26-6-2、各種事務事業の取り扱い(幼稚園関係)についてご説明いたします。

幼稚園につきましては、厚田村及び浜益村に該当施設がございませんので、石狩市のみの事務事業となっております。また、63ページ、総括表のほぼ中央に補足ということで記載しておりますが、市立幼稚園であります南線幼稚園につきましては、平成15年9月議会定例会におきまして、平成16年度末をもって廃止する条例が可決されておりますことから、本合併協議会では調整の対象としておりませんので、あらかじめご了承願います。

それでは、主な内容を64ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)ではありますが、石狩市私立幼稚園振興会につきましては、現行のとおり

としております。

2. 補助金等であります。私立幼稚園運営費等補助金につきましては3つの補助内容がありますが、幼稚園の教育条件の維持・向上、また経営の健全化を高めることを目的とし、運営等の一部を補助するものであります。

次に、私立幼稚園振興会補助金であります。幼稚園教育の向上のため、私立幼稚園振興会が実施する教職員の研究費や研修費の一部を助成するものであります。

3点目に、私立幼稚園経営安定化資金貸付であります。特色ある幼児教育の推進と経営の安定化を図る目的として、私立幼稚園の運転資金等について、指定する金融機関から低利融資が受けられるよう支援する事業であります。

65ページへ移りまして、幼稚園就園奨励金であります。園児の保護者で市民税非課税世帯や所得割課税額の区分により保育料を軽減するものであります。

以上4点の補助制度等につきまして、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、63ページに戻りまして、調整の内容であります。「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」としております。

以上、協議第10号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご質問ございますでしょうか。

(なしの声あり)

田岡会長：それでは、協議第10号につきましては原案のとおり確認をさせていただきます。

以上で、本日予定した案件はすべてを終了いたしました。

5. その他

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：前回財政シミュレーションについてスライドを見せてもらっていますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思うのですけれども、だめでしょうか。

田岡会長：いえ、結構です。

福沢委員：いいですか。

田岡会長：はい、どうぞ。

福沢委員：大変貴重な時間で申しわけございませんけれども、前回スライドを含めて財政シミュレーション、本にもされている部分でございますけれども、説明がありましたのでちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

あのシミュレーションをずっと見たときに、それぞれの、今の石狩市、厚田村、浜益村と、それぞれの単体の部分と、それから、合併したとした場合のシミュレーションという形でご説明をもらった中で、一つまずお伺いをしたいのは、古い話でございますけれども、合併問題研究会で財政の見通しを立てた部分の資料を見ますと、とらえ方の基準が違っているので今回の統一した基準でやるとこうなるのですよというのが、今の財政シミュレーションの基礎だというふうには理解しておりますけれども、一番最初に研究会でやったときには、向こう10年間のそれぞれの市村の形を見たときに、石狩市はたしか向こう10年間、今の財政の形のままでいくとすれば、一度も黒字になれないよという数字が出ていたと思うのです。厚田村と浜益村は、最後の2年くらいでほぼいいところいきますよというものが、今回統一した基準といたしますか、それでやったら、石狩市が間もなく10年くらい後から好転しまして、すばらしい自治体になるという数字が出ています。厚田村と浜益村については、どこまで行ってもそれが解消されないという非常に厳しい形なのでございます。そこで1つお尋ねをしたいのですけれども、何回か出てきている中で、石狩市の第

三セクターの土地開発公社、資料を見ますと61億2,000万円という赤字を持っておるようでございますけれども、これは将来的にも石狩市の財政に全く影響しないで見通しをされているのか。だから、それは全然関与しないで今の財政シミュレーションではないのかなというふうに思っているものですから、その部分はどういう取り扱いになる見通しか、財政シミュレーションの中にはそれはどういうふうにとらえられているのか、まず先にお尋ねをさせていただきます。

清水事務局次長：事務局の清水です。私の方からお答えしたいと思います。

まず、研究会のときの財政の推計、10年間の分、石狩市が赤字が出ていて、厚田村・浜益村が黒字になっており、それと違うのはどうしてかというのは、今福沢委員が言われたように推計の仮定が全く違っているからです。というのは、現在において、この構造改革の中で、三位一体改革、そういうふうな中で、交付税の問題、補助金の問題等々がございます。それらが研究会の折には全然見えていない状況でしたので、ただ単に現状制度でなれば10年間でどうなるのであろうというのが研究会での推計でございました。

それに対しまして、今回のこの推計につきましては、三位一体改革による部分、つまり補助金、それをまとめて交付税の中であらわしていったわけでございますが、交付税が落ちてくるであろう、税源移転で所得税から住民税、それから消費税が地方消費税へ移っていくだろうというような推計を、5兆4,000億円程度を全国規模で移した中に、それが8割程度振りかわって返ってきて、4兆幾ばくかの分が全国で振りかえられる。それを3市村において再計算した後に出してっております。そういったものが出てくると出てこないとは、ちょっととり方が違ってきました。

それともう一つは、研究会においては、やはり突っ込んだ、そこまでの細かい積み上げ的なものはしていない。ところが、今回については非常に積んで、3団体をまず個々に同じ基準でもって計算したあと、それを足したのを合併とした推計として、そこから合併の効果も計算していったという、非常に細かなこともやらせていただいたと。そういうところでずれの部分が多少出た分も出てくると。そういう関係で2つの推計でこのような違いが出てきたということでございます。

繰り返しますが、1点目は三位一体の部分が大きく影響している。構造改革の影響というのが非常に大きかったというところでございます。それと、合併した場合についての合併の効果についても研究会のときは細かい積み上げはしていないので、その部分が大きく違いとして映ってしまったのかなというところでございます。

あと次、土地の三セクの関係、開発公社の関係でございますけれども、これについて加味しているかという、それについては加味されてございません。というのは理由がございます。いつの時点でどのような処理をしていくかということは、これは決まっておりませんし、推計が立てられるものではちょっと現時点ではないのではないかと。というのは、将来どの時点、何年後にどうするか、それをどのような処理方法にするか、まさしくそれは、議会との兼ね合いもありますでしょうし、その土地の売れ行き状況の、時代の景気の中のものもでございますし、今の時点でちょっと推しはかることはできませんでしたもので、それは公社がそのまま持っているという形で、現状維持のままという形で押さえさせていただいて、それが中には入っていないというところでございます。

以上です。

福沢委員：中に入っていないのはわかりました。だから、公債費に準ずる債務負担行為という項目で載せてある部分についても全然出てこない。だから、今の段階の中では債務保証がされているのかされていないのか、私はされていなかったら、地方自治体が裏づけをしていなかったら、公社がこんなに借金をできるはずがないというふうに思っていますので、そういったものが完全に、いつの時点かはわからないけれども、あるのだという可能性があるとしたら、もっともっと厳しい見方があるのではないのかな。

今の形でいけば、都合の悪いところを全部見ないと、うん、調子はいいいよと言うだけに過ぎないのかな

という気はするのですけれども、これは失礼な言い方ですけれども、やっぱり合併協議会でやるときに、財政が主眼にはなっていますけれども、今何日か前に、これは新聞ですから、全く一部だと言ってしまうばそれまでですけれども、でも、道新の中にちゃんと両村がという言葉を使って、石狩市の住民の中に「財政が厳しいなら助けてやるのが当たり前だ」という表現で物を言われています。だから、本当に今の財政シミュレーションがそのとおりなのか。石狩市は本当に困っていないのか。そのことについてやっぱり腹を割った形の中で、合併が必要なら必要なのだという部分は、それぞれの首長が、自分が自分のところの住民を納得させるというか、理解させるぐらいの形をしないと、何となく厚田村としては石狩市に面倒を見てもらうという部分しか、もう、あのシミュレーションからいったって、それしか出てこない中で反論する何物もできないというのが今の形でなかろうかなと思っているのですけれども、この部分をやっぱり相当に、もう少しどこかでお互いに委員の中で議論できる場所をとっていただきたい。

もう1つは、差し迫った話ですけれども、例えばこういう個別の協議ではなく、前回のときに、第1回の協議会で何を基本にして協議していくのだという、5項目か何か再確認をしましたと、こう言っていますけれども、あれらを見ても、効率というものが出てくるわけですね。合併したときの効率。そうすると、新聞にも出ましたけれども、うちは今中学校の統合でどうするかという問題を持っています。このときに、今反対側では、石狩市を含めて合併協議をやっているときに、一番の問題は聚富の生徒をどうするかという問題が出てくると思うのです。そうしたらやっぱり、協議会の中で効率ということを前提に考えるよという議論が当然されるのであれば、早い時点で基本的な考え方をどこかで議論できる演題をつくっていただかないと、事務段階で全部協議が整いましたという今の方式の形が本当にいいのか。だから、何となく事務屋さんがやっているのを、いいですかと。それに異論を唱えると、お互いにそれを覆されるのも困るだろうし、それを強行すると何だという空気になってしまって、本当の議論になっていないような気がするのですよね。だからもっと基本をこうしないか、学校だったらもっと学校の編成もあるよというぐらいの、総体議論がある中で合意がなってきたよというのであれば、これは別ですけれども、先にそこが出てきて、もう全部これでいいかという議論というのは、どこか違っているような気がするのですけれども、私だけでしょうか。

田岡会長：直接私からその説明をするのはいかがですかね。

清水事務局次長：何点か私の方からご説明したいと思います。

まず、1点目の今の土地開発公社の部分で、先ほどシミュレーションに入っていないと言ったのは、それは処分に関しての部分を書いてございまして、土地開発公社のその61億何がしのお金の分につきましては、石狩市の中の貸付金の投資支出出資金貸付金の中で出ているのが、15年度のところで64億円というお金になっておりますが、この中で61億円でちゃんと見ております。貸付金という形で処理しておりますので、そういう意味ではシミュレーションの中の要素という形ではちゃんと押さえて計算はされております。繰り返しますが、先ほどは処分という意味でおっしゃられていたので、その分については見ていないよという形でご説明いたしました。

それから、何点目かの効率化の関係、5つの原則についてでございますけれども、これらについてちゃんとした議論がされていないというようなご発言がございましたけれども、第1回目の合併協議、この事務事業の合併協議を行う段階、一番最初の時点で、その5つの原則について、これを確認して、これをもって合併協議を進めていきたいと考えているがということでお諮りしたところ、それが皆さんの何回かの、何人かの議論がありました後に、その5つの議論でいくという形でさせていただいたことを踏まえまして事務方として現在の調整案をつくってきていると、こういう経過がございまして今のこの議論が成り立っているのではないかなと、このように理解しているところでございます。

それから財政的に見て、中ほどで言われました財政的に見ての合併の議論についてでございます。シミ

ュレーションを見た中で、全体としてどういうふうにそれをとらえていくかということは、この協議会の中で、皆様の中で折を見ながらご協議いただければと思っております。

以上です。

田岡会長：非常にわからない説明だと思えます。まず、1つは、シミュレーションは理論上の一次式によって計算されたものであり、極めて仮定によって行われたものであります。したがって、現実路線の個々の論議にずっと続く、いわゆる二次式のシミュレーションは後日行うと。その後日行うというのは、新市の新しい建設計画に基づいて、事業等の積み上げによって、あるいは今言った土地開発公社の子細な問題についてわたって行うということで、この一次式をもって直ちに合併の是非論のそのものを言うのではなくて、むしろ合併によって得る財政的なメリットを中心に、そのメリットとする制度を中心に、それと三位一体という現状を行ったものであり、二次式の中で個々の議論はもう一度精査したシミュレーションを行うことになると思っております。

また、同じく、さまざまな議論につきまして、事務局が用意したこんなペーパーばかりを追認追認でいいのかというご議論、そのとおりです。これで終わるといことは決してありません。当然、新市計画において、各種の今日の基本構想をベースに各種の事業の積み上げというものを行ってまいりますので、その中で、例えばご例示されたような学校の統合等の問題についても、当然整理されてこの場に出されてくるということになります。また、その時期に至っていないと。現在の現行制度の中の調整機能に該当すべき千数十項目について今ご議論をいただいているということですので、年が明けましてだんだんそういった詳細な議論がこの場に提案されることになると思っております。

また、当初の予定で言いますと、大体今ごろその議論にそろそろ入る段階のスケジュールでございましたが、ご承知のとおり事務事業等の調整機能に、現実今日で7回ですが、費やして、実際に2カ月ほど遅れております。したがって、本来一番さわって、聞きたいところ、さわりたいところにさわっていない結果、こういう状況に至ったことは本当に、進行の勝手について、それからスケジュールがおくれていることについては申しわけないというふうに思っておりますが、最初に、この協議会が行った最初の段階で、全体でどういうスケジュール、全体でどういう流れ、どういう項目をやっていくかということをご理解をぜひいただいて、次回からの協議に臨んでいただければなというふうに思っております。

そのほかございますか。

どうぞ。

長原委員：ただいま厚田村の福沢委員がおっしゃられていた、このご意見については私も同感のところが多々ございます。この合併問題についての、もう少し本質的な議論というところに一步踏み込んだ議論というのが必要だと思うのですが、なかなかそこに踏み込めていないなという思いはいたしていると。その件について、今後もまた協議項目の中でも出てくるという今の会長の説明については、そのとおり受けとめますけれども、そういう思いがあるということだけは発言をしておきたいと思えます。

確認しておきたいのですが、別の件です。先ほど事務局から、合併時に再編するという表現については、合併が仮に決まった場合、その間の期間において、合併が実施されるという期間において、それは内容を決定し、この協議会でそれは皆さんにお知らせをするというような発言だったと思うのですが、そのお知らせというのは、合併協議会を再度その都度開いて、その内容を皆さんにお知らせするというこの意味でしょうか。その点を1つ確認をしておきたいと思えます。

それから、全体として今日の協議の中でもたくさんご意見が出ていたように、確かに合併時において再編ですとか、新市において検討だとか、新市において調整といったような表現が、今までの協議を含めて非常に多いのですよね。それはやむを得ないという部分もわからないでもないのですが、全体として見れば2割、3割程度がそういった表現に占められているのではないのかなという気もする、別に1項目ずつ

数えたわけではありませんが、そうなりますと、やはり合併したときにどうなるか関係者にとってわからないという部分が非常に多くなってくると、できるだけそういう表現は避けた方がいいのではないのかなと私は思うのですが、今後の進め方として、意見として申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

工藤事務局長：合併時に変更のお知らせというのですか、合併協議会はその間、合併が決まって、議決になってから合併が決まる期日までに、例えば新市建設計画に変更があった場合は、当然合併協議会で変更の手続きをしなくてはなりませんので、そういったときに再編の考えが出ていましたらお知らせすることはできるのですが、そうでない場合については文書等で各委員の皆様にお知らせする、こういう手続きをしたいと、このように思っております。

田岡会長：協議の必要があると至ったときには、協議会を開きたいというふうに思っております。ただし、事務で整理ができる、あるいは連絡を緻密にしたいということで連絡を前提にしますが、このことだけはお約束をさせていただきます。協議が必要な場合には、協議会が継続されている間は協議をさせていただきます。

はい、どうぞ。

坪田委員：先ほどの61億円の件ですけれども、貸付金として押さえているというお話だったのですが、貸付金とすると資産なのですよね。借入金という負債ですよね。会計常識上。でも、貸付金として押さえていて、利息補てんもしていますよね。それ借金ではないのかなというふうに思うのです。貸付金、もう資産と押さえるか負債と押さえるかでは全然天と地ほど違うものですから、その辺を、貸付金と押さえているので財政シミュレーションに入れていませんというあたりが、会計区分があるから仕方ないとは思いますが、実質上借金というふうに、意見が出てからこういう説明が生まれて、最初のあたりでは事務説明でほとんどこれに触れないで、異議なしでいってしまいましたので、その辺すごく難しい問題というか、どっちで押さえたらいいのでしょうかと思います。常識的にですね。

田岡会長：まず、こここのところだけ押さえておかないとだめなのは、一次式と最初言いましたですね。一定の前提を置いて理論上の、あるいは制度上のものをやったということですから、個々の実態と合わないのはもうたくさんあります。したがって、個々の実態に合わすような二次式のシミュレーションというのは後日行います。その後日行う条件の中に、3つが合併するとしたらどういうまちをつくるかという、各種の事業の積み上げをまず行うということが、事業全体のボリュームが出てくるということが1つあります。

それから、それぞれのまちが持っている負債等というのは、当然その中で、どういう形であれ明らかにしていけないとだめだと思っています。今、六十数億全部が負債ということではありません。現に未売却の土地、あるいは市が将来において必要とする土地も資産として押さえておりますので、それが売れないとしたら当然それは大きな負債に変わるわけですから、どこで売却するかというのが非常に新市のまちづくり計画との一体関係もあります。

例えば、市役所の前にあります大きな土地が、これが新市計画において何がしかの公共施設をつくるということになったら、それは市が土地を購入することですから、六十数億の借金、現在市が面倒を見ている対象から、そのところは当然外すということになりますので、そういった個々の計画は、これから新市建設計画をつくる段階において議論をさせてもらえたいと思います。

シミュレーションというのは、すべての条件をまさに財政計画5カ年計画のレベルで積み上げるかと思ったら、そこまで期待されるのは酷だと思っています。したがって、新市計画においても、一つのある制約や条件は受けるとは思いますが、合併の是非論に判断をゆだねるに足だけの資料は、やっぱり基本的につくっていかなくてはならないと。あくまでも論理的で事済むという問題ではないと思っておりますので、今

のような問題についても、これからの作業の中で整理をさせていただいて、この場でまたご議論をさせていただくことになると思います。ご議論の対象になることだけは間違いなくお約束できると思います。準備がまだできていないというふうにご理解をいただければと思います。

そのほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

堀委員：今日の新聞に新市将来構想のことが、パブリックコメントが始まって10日間たったのに、まだ1件も来ていないということが出ていました。それで、3市村で説明会を開くというふうになっていたのですけれども、9日、10日とかという日程だったと思うのですね。それで、先ほどの説明だと、12月15日から1月14日までがパブリックコメントの期限になっていますよね。私は新市将来構想のこの小委員会をずっと傍聴させていただいて、この原案を見せていただいて、自分なりにいろいろなことは言いたいことがたくさんあるなと思いつついるのですが、これ説明会を開いた後の14日までの期限というのでいいのかどうか。私はもう少し延ばす必要があるのではないかなというふうに感じているのですけれども、その辺についてお考えがあればお聞かせいただければと思います。

田岡会長：おっしゃる基本的なことはよくわかりました。パブリックコメントの期間がないというのはご指摘のとおりだと思いますので、新市計画に入るスケジュールとの関係もありますので、ご発言のご趣旨は承りながら、スケジュールの調整をさせていただきたいと思います。

そのほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

6. 閉 会

田岡会長：本当に長時間にわたり大変年末のお忙しい中ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

工藤事務局長：済みません、事務局から、次回第8回の協議会の開催予定日をお知らせいたします。第8回は1月30日、午後1時から厚田村で開催することとしておりますので、よろしくお願いたします。

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介